

平成29年第5回 飯塚市議会会議録第2号

平成29年12月13日（水曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

日程第3日 12月13日（水曜日）

第1 一般質問

○会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（藤浦誠一）

これより、本会議を開きます。

一般質問を行います。発言は一般質問事項一覧表の番号順に行います。18番 城丸秀高議員の発言を許します。18番 城丸秀高議員。

○18番（城丸秀高）

きょうの一般質問は質問通告に従いまして、3点の質問をしたいと思います。まず1番が米政策改革について、2番目が卸売市場法の改正について、3番目がスズメバチ駆除について質問したいと思います。

まず、米政策改革についてですが、この農業問題につきましては、一般質問、代表質問で何回か質問させていただいておりますが、今回は、米政策で、昭和44年、1969年から始まった、米価安定のために国が生産量を配分する枠組み、いわゆる減反政策は49年間で終わり、平成30年、2018年産米から大きな改革がなされます。今日、日本の農業は大きな転機を迎えていると思っております。全国の農業者の平均年齢は67歳。そのうち、65歳以上が64.6%だそうです。農業者は高齢化していき、また、農業人口も年々、急激に減ってきております。農業の担い手もますます少なくなってきております。

そういう状況の中、国は農業所得の増大、国土保全等を目指し、さまざまな取り組みを行っておりますが、その一環になるのでしょうか。ちょっと疑問ですが、国主導の生産調整をやめる政策が2018年から動き出します。この改革は、農家にとりまして非常に大きな不安があるのではないかというふうに思っています。この3年間、国の施策で主食用米から飼料用米にシフトを変えろという国の施策もありまして、3年間、米価は上昇してきております。しかしながら、国が減反調整をやめろということになれば、そのたがが外れて、米をつくったほうが得じゃないかと考える農家がふえるんじゃないかと、米価が安くなるんじゃないかというような不安があるようです。そこで、この改革の内容を改めてお聞きをいたします。

○議長（藤浦誠一）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

ご質問の、この改革の内容についてでございますが、国では、これまで米の需給バランスの維持と農業経営の安定を図るため、米の需給調整を行ってまいりました。今回の米政策の見直しによりまして、平成30年、来年からは、国からの生産数量目標の配分による作付面積の調

整方式から、生産者が、国、県、市町村から示された需給見通しなど、さまざまな情報を踏まえまして、生産者や集荷業者、団体が中心となりまして、みずからの経営判断、販売戦略に基づき、需要に応じた生産が円滑に行えるような状況をつくり出さなければならないという大きな変革でございます。これにあわせまして、平成２９年度、本年度まで、時限措置として実施されてまいりました、１０アール当たり７５００円を支給する米の直接支払交付金につきましては、来年、３０年度から廃止されるということになっております。

○議長（藤浦誠一）

１８番 城丸秀高議員。

○１８番（城丸秀高）

要は、産地みずからの判断に基づく、需要に応じた生産に変わっていくということでしょうが、この国の意図がよくわかりませんが、この改革の大きな目的は何でしょうか。

○議長（藤浦誠一）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

目的についてでございますが、農業従事者の高齢化、耕作放棄地の拡大などの課題、構造改革の加速化のために、平成２６年度から始まりました新たな農業・農村政策に基づきまして、４つの施策を中心に、国が取り組んでおります。それが農地中間管理事業、経営所得安定対策、水田フル活用、米政策日本型直接支払制度でございます。その中で、生産調整の見直しは、水田フル活用と米政策に基づくものでございまして、我が国の貴重な生産基盤である水田を有効に活用し、食用米の生産を基本に、水田において米以外の作物として麦、大豆、園芸作物、飼料用米などを組み合わせ、最大限に水田を活用していくことで、食料の自給率、自給力の向上を目的としているところでございます。

○議長（藤浦誠一）

１８番 城丸秀高議員。

○１８番（城丸秀高）

最大限に水田を活用していくことが食料自給率、自給力の向上を目的としているということですが、私は農業所得の増大等の観点から見ると、むしろ逆行しているのではないかというふうに思います。

では、国が示してきた減反率達成のメリットと言いますか、褒美と言いますか、行われてきた１０アール当たり７５００円の米の直接支払交付金がなくなるということですが、この交付金の国の予算は、２０１７年度で７１４億円だそうです。飯塚市での、この交付金の額がわかりますでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

本年、平成２９年産の実績では、交付対象者が７７４人、対象面積が７万８１４アール。交付金の総額が５３１１万５００円となっております。

○議長（藤浦誠一）

１８番 城丸秀高議員。

○１８番（城丸秀高）

２０１８年度から５３１１万円、１人当たり、単純に割っても、６万８６１８円が交付されないということです。これは減反に協力してきた農家の収入が確実に減ることになりますよね。この７１０億円については、農家の所得が減らないよう農業団体も水田活用の直接支払交付金等の増額で交付するよう、別な形で交付するよう要求しています。国もこれにかわるものとして、平成３０年の予算で水田活用の直接支払交付金等に盛り込まれているということ

を言っておりますが、直近３年間の生産調整達成には、先ほども言いましたけど主食用米から飼料用米にシフトするということで、水田活用の支払交付金が大きく減反政策に寄与したと言われております。これは最大１０アール当たり１０万５千円という助成金が支払われております。この件について、７１４億円がなくなる分について、飼料用米に対しての補助がどうなるか。また、同様に産地交付金、それから収入減少影響緩和対策、いわゆる「ナラシ対策」ですね、これは増額になるのでしょうか。その辺わかりましたらお答えください。

○議長（藤浦誠一）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

農林水産省の平成３０年度の予算の概算要求では、水田活用直接支払交付金が平成２９年の３１５０億円から１５４億円増の３３０４億円となっており、３０年産の飼料用米につきましては、同様に１０アール当たり最大１０万５千円が確保されておりますが、３１年以降については現状では把握できておりません。また、産地交付金につきましては、先ほどの水田活用直接支払交付金の中に含まれますので、現状では、国からの配分額といったものは確定いたしておりません。最後に、収入減少影響緩和対策、いわゆる「ナラシ対策」でございますけれども、農林水産省の３０年度の予算概算要求では２９年の７４６億円から７０億円増の８１６億円とされております。しかしながら、平成３０年５月以降に、この配分額が確定する予定であるということになっております。

○議長（藤浦誠一）

１８番 城丸秀高議員。

○１８番（城丸秀高）

今、その増額になった分だけを聞いても、二百何十億ですかね。この７１０億円には、非常に遠い増額だと思います。また、「ナラシ対策」については、この前も質問しましたが米づくりのセーフティネットと言われておりますけど、これは交付の対象が限定されておまして、認定農業者とか営農組織しか交付の対象になっておりません。これを飯塚市に当てはめると、農家の４％しか交付対象にならない。あとの９６％には何もないという状況ですね。ただ、先ほどの１０アール当たり７５００円というのは全てに支給されておりましたので、この分は確実に減ってくるということになります。以前にも聞きましたが、今、飯塚市の農業にとって、最も問題なのは何かと思いますか。

○議長（藤浦誠一）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

ご質問の課題についてでございますが、繰り返しの答弁になって恐縮でございますけれども、本市の農業につきましては、就農者の高齢化、後継者、担い手不足などによりまして、耕作放棄地がふえている一方で、経営耕作面積、農家戸数、農業就業人口がいずれも大きく減少している状況が課題であると考えておるところでございます。

○議長（藤浦誠一）

１８番 城丸秀高議員。

○１８番（城丸秀高）

これは国も多分、一緒の傾向だと思いますけど、この大きな改革はこの飯塚市の現状を踏まえて、どんな影響があるというふうに思われますか。

○議長（藤浦誠一）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

質問議員が冒頭にも申されましたとおり、今回の米の生産数量の目標配分が廃止されること

にあわせまして、米の直接支払交付金も廃止されることによって、米の作付意欲が高まり、米以外の代替作物がない地域においては、米の生産意欲が増していき、需給のバランスが崩壊するというおそれがある。これによりまして、生産過剰による米価の下落といったものが心配されるところでございます。

○議長（藤浦誠一）

１８番 城丸秀高議員。

○１８番（城丸秀高）

答弁のように私も申しましたが、需給調整の国主導から産地主導に大きく転換するというこの改革は、米の生産農家にとって非常に大きな不安があります。これは冒頭にも言いましたが。国が２０１８年の主食用米の需給を安定させるための適正生産量を７３５万トンというふうにすると決めています。ただ、いち生産者から見ると、そんなことを言われてもどれくらいつくっていいか全くわかりませんよね。全国で需給の調整をするのは、産地ごとの取り組みでは非常に困難だというふうに思います。

今後、国が生産調整を指導しないということになれば、今後どういう方法で需給のバランスをとり、米価を安定させていくのでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

ご指摘の食用米の需給が今後も減少していく見込みがある中で、農家の所得を確保するためには、先ほども申し上げました米の過剰作付けを抑制し、米価を安定させるといったことが必要でございます。そのため福岡県におきましては、福岡県水田農業推進協議会が主体となりまして、来年、３０年産以降にも引き続き、需要に応じた米の生産、いわゆる生産調整に取り組むことといたしております。具体的には、生産数量目標の配分がなくなるため、これに変わる作付ビジョンを県及び市町村単位で作成いたしまして、需要に応じた米生産と水田フル活用を進めながら、米価の安定と農業所得の確保を図っていこうといたしておるところでございます。

○議長（藤浦誠一）

１８番 城丸秀高議員。

○１８番（城丸秀高）

県、市町村単位で作付ビジョンを作成するということですが、福岡県及び飯塚市の２０１８年の作付ビジョンを作成されているなら、その内容はどのようなものですか。

○議長（藤浦誠一）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

国におきましては、平成３０年産の主食用米に関する適正生産量を、前年度、今年度、今年産と同じ７３５万トンと設定しておりますけれども、福岡県では、米の需要が毎年おおむね８万トン減少しているということ、また、民間の在庫量などが安定継続を確保できる水準にあるということを勘案した中で、生産目標を７２７万トンとした、仮の作付ビジョンが策定されております。これによりまして、福岡県における３０年産の生産計画量につきましては、昨年同様に全国での福岡県が占める割合、２．４３％、これをもとに算出したしまして、前年度比の９８．９１％に当たります、１７万６６３９トンに設定をされております。本市での前年同様、需要動向、集荷計画に基づきまして算出し、平成３０年産の生産数量目標は、前年比に同じく９８．９１％の５９７４．７トンで面積換算では１２３７ヘクタールで設定しております。しかしながら、生産量の見込みによる仮の作付ビジョンでございますので、今後修正されるという可能性がございます。

○議長（藤浦誠一）

18番 城丸秀高議員。

○18番（城丸秀高）

多分、それは年間、米の需要が8万トンずつ減っていくとかそういうことでつくられていることがあるかもしれませんが、今、修正の可能性があるということで言われましたけれど、もう既に種もみとか苗の購入等の予約が始まっています。その辺はどうされますか。

また、米の直接支払交付金もなくなる中で、国からの生産目標に基づいた市の作付ビジョンである生産数量目標に従わない場合がありますよね。さっき言った作付意欲というか米の生産意欲が高まるということを言われてますよね。つまり、いっぱいつくったら自分の首絞めるんですよと。そうですよね。どのような指導を行っていくつもりですか。

○議長（藤浦誠一）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

まず1点目の既に購入してある種もみや苗の件についてでございますが、この作付ビジョンによります生産数量の目標につきましては、今月末に県の目標数値が公表される見込みでございますが、既に購入されてある分につきましては、JAのほうで確認をさせていただきましたが、例年9月開催の秋の座談会において、一度予約を受け付ける。正式には生産数量目標が確定いたしました後、2月から3月にかけて、最終の購入予約を行っておるということでございますので、今回のビジョンの変更による各生産者への影響はないものと考えております。

また、この目標値に従わない場合の指導ということでございますけれども、作付ビジョンによります生産数量目標につきましては、繰り返しになりますが、毎年おおむね8トン減少しており、民間在庫量などが確保できるといったことを勘案した中で設定しておりますので、そのようなことを、米価を安定させ、農家の所得を確保するためにも、この米の過剰作付けとならないように県の普及センターあるいはJAとも連携を図りながら、そのような啓発、対応に努めてまいりたいと考えております。

○議長（藤浦誠一）

18番 城丸秀高議員。

○18番（城丸秀高）

ちょっと繰り返しになるかもしれませんが、この大きな改革の飯塚市に対する影響、また飯塚市が抱える農業の根本的な問題、先ほど答弁いただきましたけど、そういうのを踏まえて、今後の飯塚市の農業政策をどのように進めていかなければならないか、お聞きをいたします。

○議長（藤浦誠一）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

御承知のとおり、農業は食料生産のみならず、国土の保全あるいは集落機能の維持など、極めて多面的な役割を果たしていると認識をいたしております。そのため、食料の自給率、自給力の維持向上に向けた施策、あるいは食料安定供給の確保に関し、また、農業の持続的な発展に関する施策、そして、農村の振興、食料、農業、農村に横断的に関係する施策などを総合的かつ計画的に展開する必要があると認識をいたしております。これらのことを踏まえまして、本市といたしましても、国、県と一体となり、JAとの関係機関、団体との連携のもとに、農業の振興にしっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（藤浦誠一）

18番 城丸秀高議員。

○18番（城丸秀高）

先ほど冒頭にも言いましたが、この改革の国の意図がよくわからない。多分、先ほども言いましたが食用米から、飼料用米にシフトを変えるという施策を国は進めています。それ

でこの3年間、米価も上がっていると。上がっていますね。上がってます。それでまた減反政策をやめるということになれば、たがが外れると言ったらおかしいですけど、減反政策はもう終わりなんだと、つくっていいんだという考えが多分、出てくるんだと思うんですね。そのときにその米価がやっぱりどうなるか。この福岡県であれば500万人ぐらいいるんですかね。ただ福岡県産米は、県内で処理できますけど、例えば佐賀平野とか、大きな抱える分は多分消費できないから福岡のほうに来るというのがあって多分、米価が安くなるんじゃないかと私、心配しております。それで今、環太平洋をアメリカ抜きではありますけど、TPPとか、またヨーロッパに対しては、EPAとかいう交渉を行っていますけれど、これも貿易の規制緩和ですよ。それで、農業生産物も当然、対象の中に入ってくるということで、非常になんか、日本の農業にとって厳しいものがあるんじゃないかと。今でも厳しいですけど。米価の安定は、農業収入の中心をなすもので、基本になるものだと思いますし、食料自給率の向上、これは、2017年で1%下がっているということですけど、食料の安定供給、国土保全、コミュニティの希薄化が言われている中の集落機能の維持等にとっても、農業の振興については、非常に大きな意味を持つてくるというふうに思いますので、農業所得の増大、担い手の育成については、継続的な国及び地方公共団体の助成が今後重要になってくると思いますし、必要だと思います。これでこの質問を終わります。

続きまして、卸売市場法の改正についてお聞きをします。市場の移転問題につきましては、今特別委員会でも審議をされておりますが、ここでは、現在国で検討されている卸売市場法の改正案についてお聞きをします。まだ決まっていないのでよくわからない点が多いと思いますが、わかる範囲でご答弁をお願いします。

最近テレビでやっておりましたけど、農業生産品の値段は、7割は流通コストだそうです。言い換えれば、100円の生産物は、生産者には30円しかいかないということだそうです。そういう状況の中、先ほど農業所得の増大の問題もあって、流通について見直す動きがあります。この市場法の改革もその一環だということで国が言っておりますけど、今の産地直送とかネット通販、6次産業化等々が流通コストを下げ、農業生産者の所得増大を図る対策が広がっているという現状ですが、今の飯塚市の地方卸売市場の果たしている役割はどんなものでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

市場の役割についてのご質問でございますが、飯塚市地方卸売市場は昭和45年4月に水産物部、同年8月に青果部、昭和55年4月に花き部が入場いたしまして、主に飯塚市及び周辺住民の毎日の生活に欠くことのできない生鮮食料品や、花きなど流通に関する集分荷の円滑化、公正な価格形成の場として根幹的な役割を果たす県内唯一の公設総合卸売市場でございます。その市場の果たす役割につきましては、公設卸売市場の本来の使命であります公正な取引の確保と適正価格の形成は言うまでもなく、安全、安心な生鮮食品など、飯塚市内はもとより筑豊地域周辺の商店や量販店を通じまして、地域住民への安定供給を図りますとともに、地域農業の振興にとりましても、必要な施設というふうに考えているところでございます。

○議長（藤浦誠一）

18番 城丸秀高議員。

○18番（城丸秀高）

公正な取引の確保と適正価格の形成、また安心、安全なものを安定的に供給するということだと思いますけど、では今、国で検討されている改正の主なもの、これは、中央卸売市場が対象になっているということですけど、どんなものか御存じでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

今回の法の改正につきましては、平成２８年１１月２９日に農林水産業・地域の活力創造本部におきまして、農業競争力強化プログラムが決定されておりまして、決定に基づき進められているものでございます。主な内容といたしましては、生産者が有利な条件で安定取引を行うことができる流通加工の業界構造を確立するために、現在の食料需給、消費実態等を踏まえまして、効率的、機能的な生産者と消費者の双方がメリットを享受できるよう改めようとするものでございます。個別事項といたしましては、生産資材価格の引き下げ、生産者に有利な流通加工構造の確立のために、卸売市場につきましては、経済、社会情勢の変化を踏まえまして、卸売市場法を抜本的に見直し、合理的な理由がなくなっているような規制措置については廃止をするということで、平成２９年度、今年度末に所要の法令、運用等を改めるというふうなことを聞いております。

○議長（藤浦誠一）

１８番 城丸秀高議員。

○１８番（城丸秀高）

今の答弁で若干重複する部分もあるかもしれませんが、最初も言いましたけども、いろんな流通がある中で、その流通の見直しを行うということだそうですけど、その改正の主な目的はなんでしょうか。今言ったこともあると思いますけど。

○議長（藤浦誠一）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

改正の目的といたしましては、政府の規制改革推進会議がまとめた卸売市場を含めました流通構造の改革を推進するための提言によりますと、近年の食品流通を取り巻く情勢が、卸売市場法制定のときとは大きく様変わりをしておりまして、単身世帯や高齢者世帯、共働き世帯の増加による外食あるいは惣菜、コンビニ弁当など調理済みの食品を自宅に持ち帰って食する、中食といった食の外部化等の進展によりまして、国内の最終消費におけます加工食品の割合も、年々上昇しているという状況でございます。このような状況の中で、生産者、消費者双方にメリットがある、先ほど申し上げました食品流通構造の実現に向けまして、物流、卸、小売り等の事業者、物流インフラ、情報伝達の仕組み、卸売市場制度の諸制度の改革、観光などあらゆる側面からの改革を進め、その中で、生産者が消費者に付加価値の高い食品を届けるための多様な選択肢を得まして、戦略的に生産、出荷ができるよう改革していくことを法改正の目的としているところでございます。

○議長（藤浦誠一）

１８番 城丸秀高議員。

○１８番（城丸秀高）

今、答弁をされた卸売市場法の改正の中に、今、答弁の中にはなかったんですけど、私がちょっと注目したいのは、受託拒否禁止の廃止というのが、案として出ておりました。たぶんこれは生産者の持ってきたものを拒否してはいけませんよと、今あると思うんですけど、それを廃止すると、拒否してもいいですよということになるんですよ。これは、中央卸売市場の改正ということですけど、飯塚市の規定の中にもこういうものがあるのでしょうか。当然、生産者が戸惑われると思うんですけど、例えばこれがそのまま改正されたとすれば、どんな影響があるのでしょうか。あわせてお聞きします。

○議長（藤浦誠一）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

受託拒否禁止の廃止の影響についてでございますが、先ほど申し上げましたとおり、この農業競争力強化プログラムに基づき進められておりますことでもございまして、まだ具体的内容については、今年度末に示されることになっており、その影響についても、現在のところ明らかにはなっておりませんが、本市の市場におきましては、当初より、飯塚地方卸売市場、卸売業務の受託契約約款に基づきまして、会社の義務として、出荷物を卸売業者が必ず引き受けるという、受託拒否の禁止に基づいた取り扱いを行っておりますことから、本件について大きな影響はないのではないかと考えております。

○議長（藤浦誠一）

１８番 城丸秀高議員。

○１８番（城丸秀高）

あまり今ところ影響ないということですけど、もし改正になったときにはどう思われますか。もちろん中央の改革ですけど、地方も影響が出てくるというふうに思います。それで、もしこれが受託禁止してもいいですよということになったとき、どう思われますか。またこれに対して何か働きかけとかそういうことはやっておられませんか。

○議長（藤浦誠一）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

今回の受託拒否禁止の廃止につきましては、生産者の基本的な出荷先として、市場の役割を補強するという一定の効果があると考えておりますが、本市の市場では、先ほどの繰り返しになりますけれども、既に日常取引の中で定着した生産物の取り扱いでありますので、不適切な取り扱いにはならないと思慮しております。しかしながら、一部の報道もございまして、受託拒否の禁止が廃止されますと、これまで取引されなかった規格外の品物あるいは鮮度の劣るもの、倫理上の点で不適切な生産や出荷がなされるのではないかと懸念も出されておりますことから、生産現場、市場関係者には慎重論があるということも報道されております。そのため、国におきましても、このような関係者の声を十分に把握いたしまして、生産者、消費者双方にメリットのある食品流通構造の実現を目指す今般の制度改革の進捗状況を見極めながら、今後制度の見直しも行っていくとされているところでございます。この状況を踏まえまして、現在のところは特段の働きかけといったところはないという状況でございます。

○議長（藤浦誠一）

１８番 城丸秀高議員。

○１８番（城丸秀高）

最近の情報というか、新聞記事等によりますと、受託拒否の禁止の廃止というのは多分ないんじゃないかと。それに代わるものとして、中央卸売市場の民営化というもの言われております。これはどういうものかわかりますか。

○議長（藤浦誠一）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

民営化につきましては、民営化することによって、そこの卸売を行ってございました事業所等々がこの地方のほうに進出といいますか、下がっていくというふうな状況が考えたところでもございます。そういった自由化、規制を外すといったことの方角に基づいてなされているというふうに認識いたしております。

○議長（藤浦誠一）

１８番 城丸秀高議員。

○１８番（城丸秀高）

現行制度では、中央卸売市場というのは、都道府県か、人口２０万人以上の市に限られてお

りますよね。改正案では民間が認め、自由な取引をするというような意図らしいですけど、今、飯塚市の地方卸売市場の場合は、民間開設も可能ということで飯塚市は株式会社ですかね。民間ですよね、要は。この市場の問題に関しましては、今、飯塚市では移転問題が特別委員会で審議をされております。この機会ですので、多様な生產品の流通の中で、市場の役割とか、国が検討している卸売市場法の改正について、考えていくのは重要なことではないかということで、きょう、ここで一般質問をさせてもらいました。

本年度末の中央卸売市場の民営化、業者間のルールの改正も行われるようですので、その影響を踏まえて、国の結論に今後も注目していきたいというふうに思います。これで市場の問題については、質問を終わります。

続きまして、季節もだいぶ寒くなりまして、ちょっと季節が違うんですけど、スズメバチの駆除についてちょっとお聞きをしたいと思います。

ちょっと前のテレビ等でスズメバチの被害が急激にふえているというふうに聞きますし、強力な日本にいなかった外来スズメバチも上陸したとかしないとかいうふうに聞いております。ことしは特にスズメバチの大量発生で被害がふえており、刺されて亡くなったということも報道されております。まず飯塚市のスズメバチの実態とその駆除の実態をお聞きします。

○議長（藤浦誠一）

市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

越冬しましたスズメバチ、女王蜂が巣をつくりまして、急速に巣の規模を拡大していくのが、働き蜂が羽化する４月から６月ごろからだというふうに言われております。また市に、蜂の巣の駆除についての問い合わせの電話がかかってくるのは、５月から１１月までの期間でございます。質問議員が言われますように、ことしはスズメバチが巣をつくる時期に雨が少なかったためか、スズメバチ駆除費の補助金の申請が１１月末時点で２４３件、補助金交付額は１１４万１３００円となっております、昨年の９６件、４４万８８００円の約２．５倍というふうになっております。

○議長（藤浦誠一）

１８番 城丸秀高議員。

○１８番（城丸秀高）

全国的にはスズメバチの被害ということも、この前、車いすの方が襲われて死んだということがありましたけど、飯塚市でこのスズメバチの被害に遭われた方がおられますか。

○議長（藤浦誠一）

市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

スズメバチの被害につきましては、嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所、それから、飯塚医師会のほうに尋ねましたけれども、被害報告の義務がないということから、把握はされてないということでございました。飯塚病院に尋ねましたところ、ことしは６件、スズメバチに刺されて受診され、そのうち５件が救急車により搬送されたとのことでございました。飯塚地区消防団本部のほうに確認しましたところ、嘉飯桂消防本部の管内でございしますが、ここで例年１０件程度の救急要請の電話が入っているということでございました。なお、この方が、飯塚市民かどうかの確認はとれていません。

○議長（藤浦誠一）

１８番 城丸秀高議員。

○１８番（城丸秀高）

スズメバチの巣を駆除するには費用かかると言うんです。特定の業者もおられるようですが、駆除業者によって、何か金額がある程度違うという話も聞きます。どれぐらいかかるも

のか、平均でもいいですから教えてください。それと、先ほどの答弁で、本年度11月末で駆除補助金が114万1300円ということですが、この駆除費用については、飯塚市は1件当たりどれぐらい助成をされておりますか。

○議長（藤浦誠一）

市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

駆除費用につきましては、業者や巣の場所で違いがありますが、平均しますと、屋根裏、床下、高い木等の、駆除に手間がかかる箇所につきましては、2万3千円程度。比較的簡単に駆除できる軒下、低い木等で、1万1千円程度かかっております。駆除費用の助成、補助につきましては、スズメバチ駆除費補助金交付要綱に基づきまして、5千円を上限として、駆除にかかった費用に2分の1を乗じた額で100円未満の端数を切り捨てて交付しております。

○議長（藤浦誠一）

18番 城丸秀高議員。

○18番（城丸秀高）

安いほうで1万1千円ということですから、ほとんど5千円の上限ということですね。それでは、当然、申請のあった分に助成をされるんだと思いますけど、その申請者は、このスズメバチの巣とどういう関係の人ですかと言うと、ちょっとわかりにくいですけど、言い換えれば、スズメバチの巣がある家、土地の所有者等で、巣の除去を申請している人に助成をするということですね。

○議長（藤浦誠一）

市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

補助対象者につきましては、補助金交付要綱の第4条で、駆除業者に依頼して駆除したもので、1番目に巣がある建物もしくは土地を所有し、管理し、または使用している個人。2番目に、自治会等というふうに規定しております。このように、建物、土地の所有者以外でも、自治会や隣組での申請についても補助金交付ができるものとしております。

○議長（藤浦誠一）

18番 城丸秀高議員。

○18番（城丸秀高）

では例えば、所有者がちょっと遠くにおって、その通学路とか人通りの多いところに巣があって、蜂が飛び回って危険であるというところでは、巣の除去が必要であるとき、その家、土地の所有者がそこから遠くにおられると、先ほど言いましたけど、どうなるんですか。

○議長（藤浦誠一）

市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

土地の所有者を調べまして、電話番号等がわかれば電話しておりますが、電話番号等がわからない場合には、蜂の巣の写真を同封しまして、駆除をお願いする文書を送付しております。

○議長（藤浦誠一）

18番 城丸秀高議員。

○18番（城丸秀高）

そういう場合、家、土地の所有者等にその撤去義務があるのでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

蜂の巣ができたことで発生する危険性につきましては、原則として蜂の巣がある土地、建物

の所有者に責任があり、蜂が勝手に巣をつくることに対して責任を負わなくてはならないのは、理不尽に感じられるかもしれませんが、法律上は土地、建物の管理責任の範囲だと一般的には考えられております。もしその土地、建物に巣をつくっている蜂が通行人等を刺し、管理者が巣の存在を認識しており、周辺住民等から何度も駆除のお願いがされていたにもかかわらず放置していたような場合には、損害賠償請求の対象となる可能性があるというふうに考えられます。

○議長（藤浦誠一）

１８番 城丸秀高議員。

○１８番（城丸秀高）

非常に理不尽ですね。例えばそこで蜂から刺されたとしても、その巣から飛んできたかどうか分かりませんよね。因果関係わかりませんよね、全く。そういうところで、やっぱりそういう損害賠償請求対象になるとか言われても、それはちょっと、もう非常に理不尽。蜂にとっていい環境をつくったわけでもないし、勝手につくっているんですね、巣を。要は、駆除費用を所有者が出して撤去をしなければならないという、先ほどの答弁ですけど、そういうことですよね。もう一度ちょっと確認します。

○議長（藤浦誠一）

市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

法律上は、そういうふうな土地、建物の管理責任という範囲になるというふうなことでございます。

○議長（藤浦誠一）

１８番 城丸秀高議員。

○１８番（城丸秀高）

それで駆除の関係ですけど、インターネット等でちょっと調べますと、市町村が全て駆除をやっているというところがあるようですけど、福岡県下ではどこかやっているところがありますか。

○議長（藤浦誠一）

市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

福岡県内の自治体を調査した結果、柳川市と大川市で職員が駆除を実施しております。柳川市のほうは低いところは職員が、高いところは業者のほうに委託しており、大川市のほうは、市の消防職員に依頼しているとのことでございます。そのほか、職員が直接駆除するのではなく、業者に委託し駆除費用を全額負担している自治体が２自治体、みやま市と芦屋町。それから、本市のように、駆除費用の一部補助を実施しております自治体が４自治体、嘉麻市、田川市、それから桂川町、遠賀町等がございました。

○議長（藤浦誠一）

１８番 城丸秀高議員。

○１８番（城丸秀高）

全額市がやっているというのと、駆除費を全額負担しているというふうなところもあるようです。さっきも言いましたように、非常に私が疑問なのは、自分の土地であっても遠く、自分には何の危害も多分ない。ただ、通行人がそこ通るのに非常に危険だということで、果たして駆除するだろうか。危険は危険ということなんですよね。子どもとか、特に通学路とかになった場合、子どもを刺したりしますからね。それで、被害に遭われると思うんですよね。そういうところを果たしてするだろうかというのは非常に疑問なんです。このスズメバチの巣の駆除は非常にやっぱり市民の方が危険にさらされるわけですから、私は市で、やっぱり駆除すべき

ではないかというふうに考えます。駆除費用の高額のほうだけ見ても、2万3千円ということですけど、これ2万3千円を243で掛けたら五百五、六十万円ですよ。当然安いのもありますんで、平均的には多分400万円前後かなというふうに思います。今の答弁では市がしてるところは少ないですけど、あるようです。ぜひ検討をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

市民環境部長。

○市民環境部長（中村雅彦）

補助金額の上限を5千円に設定しました経緯につきましては、他の自治体の状況を調査し、おおむねどの自治体においてもスズメバチの巣を駆除した費用の2分の1を補助、かつ上限を定めまして、予算の範囲内で交付されておりました。その予算につきましては、限度額が1万円で件数を50件としている自治体もございましたが、本市では補助を開始する平成27年度以前はスズメバチに限らず蜂に関する相談や問い合わせが、年間130件から140件あるような状況でございましたので、できるだけ数多くの駆除を行い、市民の生活環境の安全の確保に努めたいということから、上限を5千円と定め、件数を100件として28年度予算に計上したものです。今年度の予算につきましても、28年度と同様に、5千円の100件で、50万円でしたが、先ほど答弁しましたように、今年度は11月末現在で243件の申請となりましたので、予算措置を行いまして、市民の申請全件に対応しているところでございます。

この補助金交付事業につきましては、開始して2年目でございます。1年目と2年目で、申請件数に大きな差がある状況となっております。当初のできるだけ数多くの駆除に対応し、市民の安全確保に努めるという方針に沿って実施し、来年度以降の状況を見ながら検証していきたいというふうに考えております。

○議長（藤浦誠一）

18番 城丸秀高議員。

○18番（城丸秀高）

ありがとうございました。これで終わります。

○議長（藤浦誠一）

暫時休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前11時05分 再開

○副議長（佐藤清和）

本会議を再開いたします。25番 勝田 靖議員に発言を許します。25番 勝田 靖議員。

○25番（勝田 靖）

質問通告に従い、一般質問を行います。今回は、今月12月から年度末にかけて、平成30年度の各学校の教職員定数というのが決定する時期になってきましたので、飯塚市教育の発展と充実に向けて、教職員定数の確保について質問をしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

本市において、生きる力、自分の未来を切り開く力を持った未来の飯塚市を担うかしこく、やさしく、たくましい子どもの育成のため、小中一貫の教育を土台として、学力の向上、豊かな人間性の育成、体力の向上を目指していると思います。中でも、学力の向上を重点課題に掲げ、飯塚市教育施策要綱の中に、主要成果施策として、学力向上に取り組み、着実に成果を出

していると思うわけです。さらに、その中に掲げられてあります17の主要施策の中で、2番目に掲げています学力の向上に絞り、若干質問してみたいと思います。

ここでは、学力向上プランの活用促進から少人数学級編制の実施まで、6つの柱で取り組むようになってるわけですが、それぞれの進捗状況と現状についてお尋ねいたします。

○副議長（佐藤清和）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

平成29年度の飯塚市教育施策要綱における学力向上の6つの柱の進捗状況についてお答えをいたします。

まず、学力向上プランの活用促進につきましては、各小中学校において学力向上プランを作成し、県の教育施策、市の教育施策に基づいた各学校の児童生徒の実態に応じた効果的な学力向上の取り組みを進めております。また、学力向上プランについては、飯塚市教育委員会におきまして、各学校の校長からヒアリングを行い、より有効な実施に向け、指導を実施いたしております。

次に、徹底反復の推進につきましては、百マス計算や、漢字の前倒し学習等基礎的、基本的な内容を継続するとともに、脳トレといったしまして集中力を高める取り組みを実施しております。このことで、小学校では、全国標準学力検査、NRTテストにおいて全国平均を超え、中学校でも標準学力分析検査、いわゆるフクトのテストにおきまして、県平均を超える等の結果が出てまいっております。

続きまして、協調学習の推進につきましては、新学習指導要領に示されております主体的、対話的で深い学びの実現に向け、全小中学校で協調学習の公開授業を実施するとともに、今年度は飯塚市で協調学習の全国大会を実施し、さらなる推進を図っております。このことによりまして、知識の活用力を読みとる全国学力学習状況調査のB問題での小学校の本年度の結果は、国語、算数ともに全国平均を超えており、中学校におきましても全国平均に近づく結果が出てまいっております。

続きまして、学力向上研修会の充実につきましては、飯塚市が実施しております多層指導モデルMIM、徹底反復学習、協調学習等の教育施策を全ての学校において定着推進させるために、各分野の専門家等を招聘し、講習会を実施いたしております。このことによりまして、それぞれの教育活動の実施、充実を図ることができております。

続きまして、英語学習の充実につきましては、小学校6年生を対象にオンライン英会話を実施することにより、子どもたちの話す、聞くを中心とした技能の定着が図られております。また、新学習指導要領に示されるグローバル化に対応した英語教育の推進のために、小学校外国語教育担当教員、中学校外国語科教員を対象とした研修会も実施いたしております。

最後の少人数学級編制の実施につきましては、小学校2年生を対象に、35人以下の少人数学級編制に向け、市費負担教員を任用し、事業を実施いたしております。その成果といたしまして、一人一人の学力等の状況しっかりと把握し、それぞれの実態に応じたきめ細やかな指導を実施できており、教育現場より、理解に時間のかかる子どもや、つまずきのある子どもへの支援が効果的になった等の声が上がってきておりまして、学力向上において一定の成果があったものと捉えております。

○副議長（佐藤清和）

25番 勝田 靖議員。

○25番（勝田 靖）

学力向上に一定の成果があったとの評価ですが、素晴らしい結果を着実に出していると捉えていいのだと私は思っております。ただし、毎年その結果や成果については、各学校から詳細な報告等がなされていることと思います。

そこで、その取り組み内容等については、校長に対するヒアリング等で聞き取り調査や実態を正しくつかんでいるという報告がありました。そして、その成果や結果を確実に出した学校の取り組み等については、各校の模範となれるような、そういった拡大の仕方もぜひ取り組んでいただきたいと思います。

ただ、若干心配していることがあります。それは、成果や結果を出すために、1年かけてじっくり取り組んで成果を出し、学力を上げた学校と、単にCRテストとかNRTは1年かけた成果がそのまま出るんですが、全国学力学習状況調査、これ全国学力テストですね、これに関しては、そのやり方のノウハウだけ、つまり過去問を徹底してしなさいということだけで、そういったことを授業時間あるいは空き時間等を使って集中的に訓練して、さも学力が上がりましたと報告しているような学校があるやに聞き及んでおります。確かな学力を育成するには、基礎的、基本的な知識や技能を確実に習得させることが大事であり、そして、それらを活用して、新たな課題解決に必要な思考力、判断力、表現力等をバランスよく育てていくことが一番だと思っております。

したがって、今後も市教委として、正確な聞き取りや実態調査を大切に取り扱い、市教委として学力向上に取り組んでいただくことをお願いしておきます。

そこで、市教委はこれまで取り組んでこられたこれらの施策が、スムーズに進行してきた、そういった必要条件はどういったことだとお考えでしょうか。お尋ねいたします。

○副議長（佐藤清和）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

施策を実施するための教育予算等条件整備に加えまして、施策の実施にかかわる研修等を通して人材の育成を行うとともに、教育委員会としての継続的な指導、助言を積み重ねていくことが必要だろうというふうに考えております。

○副議長（佐藤清和）

25番 勝田 靖議員。

○25番（勝田 靖）

これだけの大きな教育施策を推進していく上では、当然、教育予算は必要不可欠、そういうふうに思います。また、人材育成を行うことも、特に学力向上には欠かせないものでしょう。教育現場でよく言われていましたヒト、モノ、コト、そういった教育財産をフル活用できてこそ初めて、学校が活性化もできますし、特色化も図れると思います。

そこで、教育現場にはたくさんの校務分掌組織の内容が存在し、それらを組織的、効果的に共同作業のもとで実施している学校が一つ一つ確かな成果を出していることだと思います。では、教職員が教育現場でいろんな課題を解決し、推進していくために、担当者を含め、市教委としては、どういった資質能力を教師に求めますか。

○副議長（佐藤清和）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

お尋ねの件でございますが、市の教育委員会といたしましては、教育施策の実施にかかわる担当者には、その施策の内容にかかわる知識や経験を持ち、あわせて他の教職員をリードしていけるような指導力のある資質や能力を求めています。

○副議長（佐藤清和）

25番 勝田 靖議員。

○25番（勝田 靖）

つまり、教育現場でいう主幹教諭のように、学校経営への参画や担当校務の整備、あるいは所属職員への指導、助言等を的確に行えるような資質能力のことを言われているのだと思います。

すが、こういった教職員を育成していく上で一番大切なことは、学校の最高責任者である校長が、信頼される学校をつくるための意図的、計画的、組織的、継続的な学校運営が当然求められてくると思います。

では、本市が掲げます学力向上施策に直接かかわる立場の教員の人たちは、こういった背景、もしくは経歴をお持ちの方でしょうか。

○副議長（佐藤清和）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

各学校では自校における学力向上を推進していくために、学校長がその中心的役割を担う担当者として、学力向上コーディネーターを任命しております。学力向上コーディネーターとなる者は、自身の学力向上にかかわる知識や経験を生かしながら、自校の学力向上委員会の運営、学力向上計画の立案、改善策の策定、それから、学力向上にかかわる情報提供や他の教員への助言、支援などを行っていきます。

○副議長（佐藤清和）

25番 勝田 靖議員。

○25番（勝田 靖）

つまり、各学校の中心的役割を担う学力向上コーディネーターは、ただ単に指示、命令のように相手の意志のいかんを問わず一方的に行動を求めるのではなく、あるべき方向やとるべき手段を具体的に示し、相手の行動を促すような指導助言を行う資質能力を備えておく必要があるということではないでしょうか。

次に、教職員定数の内容についてお尋ねいたします。教育現場で勤務する方々の職務内容は多種多様であるかと思います。今回はその中でも教諭と講師と呼ばれている方々についてお尋ねします。教諭と講師の違いについてはどういうふうな理解をすればよろしいでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

お尋ねの教諭と講師の違いについてでございますが、まず、教諭とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別教育支援学校等におきまして、児童生徒の教育をつかさどる教員の呼び名でございます。この教員は一般的に都道府県教育委員会が実施する教員採用試験を経た正規採用の教員を言います。一方、講師を教諭との関係で説明をいたしますと、正規採用ではございませんが、教諭と同じく教員免許を有しており、小中学校等におきまして児童生徒の教育をつかさどる教員でございます。

○副議長（佐藤清和）

25番 勝田 靖議員。

○25番（勝田 靖）

私は本来、教諭と講師の違いに大きな差はないと思うんですね。なぜなら、教諭も講師も身分的には同じ教員として法的な位置づけがあります。それは、教育公務員特例法の第2項の定義というところにあるんですけどね。ただ、異なるとすれば任用の形態ではないかと思います。本来、講師の方は、正規の教諭として勤務している方が産前産後休暇、あるいは休職、長期研修、日本人学校等で短期、長期で欠けたときに、教員の補充等の必要が生じたときに、一時的に任用されるのが通常だと思うんですね。それに反して教諭は正規の教員の採用試験に合格し、それぞれの勤務校に配置されたのが教諭で、一般的に教諭と呼ばれる方なんだと思うんですが、しかし、ここ十数年、県教委でも市教委でも、一時的な任用という形ではなく、最初から定数として任用するのが常態化してきてるのではないかと思うわけです。したがって、毎年教師枠よりも講師枠が増加している傾向にあるのかなと、私自身は心配しております。

そこで、毎年、教育現場で勤務しています教職員定数が、学級編制基準日である４月１日にあわせて、これは決定するんだと思いますが、そこで、各学校に配置されます教職員定数はどんな手順と手続で行われるのかお尋ねします。

○副議長（佐藤清和）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

各学校に配置される教職員定数でございますが、基本的には各小中学校の学級数に応じて、県の教育委員会が定める基準により、各学校に教職員が配置されます。

また、中学校におきましては、配置された教員数の枠内で教科と時数の関係によって、学校ごとに教科ごとの教員数を決めていきます。

○副議長（佐藤清和）

２５番 勝田 靖議員。

○２５番（勝田 靖）

教育と講師の違いに私は大きな差はないと思うわけですね。なぜなら――。

○副議長（佐藤清和）

同じ質問になってますけど、勝田議員。

暫時休憩いたします。

午前１１時２４分休憩

午前１１時２４分再開

○副議長（佐藤清和）

本会議を再開いたします。２５番 勝田 靖議員。

○２５番（勝田 靖）

申しわけありません。やり直しますね。

教職員定数は基本的には各学校の学級数において、県教育委員会が定める基準によって配置されているわけですね。

では、各学校の教員定数の現状と課題についてお尋ねします。毎年、年度末にかけて次年度の各学校の教員定数が決定すると思うわけですが、県教委が定める基準により、各学校に配置されています教職員定数には、どのような定数が存在しているのでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

学校に配置される教職員定数には、各学校の学級数に応じて県教育委員会が定める定数、いわゆる基準内定数と各学校の実情に応じて加配される定数、いわゆる基準外定数がございます。基準外定数には、習熟度別学習や少人数指導等、個に応じた学習指導を実施するための指導方法工夫改善加配、進路学習指導等において、特別の配慮を必要とする児童生徒へのきめ細かな指導のための児童生徒支援加配、市内小中学校に在籍する外国人児童生徒の日本語指導を行う拠点校への日本語指導加配、軽度の障がいがある児童生徒に対して特別の指導の場を設けるための拠点校に加配される通級指導対応加配、生徒指導の充実を図るための補導教員の加配、そして、初任者教員の拠点校に加配される初任者拠点校指導教員の加配等がございます。

飯塚市教育委員会が加配する定数といたしましては、少人数学級対応加配、通級指導対応加配、小中一貫校教育を推進するための小中一貫教育推進教員加配、２つ以上の学年を１つに編成した際の複式学級における指導の充実を図るための複式解消補助教員加配がございます。

○副議長（佐藤清和）

25番 勝田 靖議員。

○25番（勝田 靖）

詳しくご説明いただき本当にありがとうございます。

基本的に、教職員定数を考えた場合、児童生徒に直接かかわることの多い管理職、学級担任の教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員等の最低限学校経営を行う際に必要な総数が基準内定数であり、地域の特性、学校の課題や特色等で必要とされ、学校や地域、あるいは教育委員会が要望し、県教委が認めた定数が基準外定数として配置されると理解してよろしいんですね。

ところで、私は定期的に各学校を訪問しているわけですが、時々耳にすることがあります。それは、4月段階には定数として配置が予定されることになっていました。しかし、適任者といえますか、人材が見つからずに、配置されないまま学校運営がなされているといった実態は今までになかったのでしょうか。また、その解決策はどうされましたか。

○副議長（佐藤清和）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

県の教育委員会におきまして、学校ごとに教諭及び講師が配置されますが、この際、講師において定数としては配置されますが、実際の人員が未定である実態はございます。この実態を解消するため、福岡県教育委員会も講師の確保には努力をいたしておりますが、市の教育委員会としても、市報や市ホームページにて講師の募集を行う等の取り組みを実施いたしております。

○副議長（佐藤清和）

25番 勝田 靖議員。

○25番（勝田 靖）

ということは実際に定数措置はあるんですが、配置できなかったということもあったということですね。

確かに定数の勤務条件にあっても応募する、しないといった理由もあるでしょうし、賃金的なこともあるのかもしれませんが、でも、一定期間、あるいは場合によっては1年間未配置のまま過ごさせたような事実があるとしたら、これは大きな問題ではないかと私は思っています。したがって、今後は、定数未配置の問題は大きな教育課題として、県教委を中心にして解決策を講じなければいけないのではないのでしょうか。

先ほどの答弁もありましたように、本市の教育施策を実施するには、教育予算等の条件整備に加え、人材育成に努め、市教委として継続的な指導、助言を積み重ねていくことだと。実際には市教委としても積極的に人材探しをしておられるとは思いますが、できるだけ定数未配置というようなことがないよう、重ねて努力をしていただきたいと思います。

そこで、講師獲得の解決策の一提案をしたいと思っております。それは1番に講師獲得だけに目を向けるのではなく、学校勤務の正規職員の比率を高めていくことだと私は思います。この根拠は後ほど説明いたします。

2番目は、徹底した講師として活用できる教員獲得のため、退職者名簿や、あるいは新規採用の受験者、そういった名簿を県教委や県の教育センター等と連携して作成し、活用することではないかと思います。

3番目に、再任用との関係や県教委との絡みもありますが、優秀な教員であれば、退職校勤務限定ではなく、再任用制度改革とあわせて、市教委が配置策を決定するといったこともとれるのではないのでしょうか。

最後に各小中学校には、教諭の免許を取得する際の教員実習生というのが毎年何人か来るとですね。そういった方々をやはり名簿化をして採用する、あるいは活用するといった手だて

もあるんじゃないかと思います。そういったことを一考していただければと思っております。

次に、定数として配置される常勤や非常勤となる職員が見つからないその理由はどういったところにあるとお考えでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

県の教育委員会から各学校に配置される教職員には教諭に加えて講師もごさいます。県教育委員会に登録された講師が各学校に配置されますけれども、現在この講師が不足している実態がごさいます。その理由といたしましては、講師への登録そのものが減少していることが主な原因であると捉えております。

○副議長（佐藤清和）

２５番 勝田 靖議員。

○２５番（勝田 靖）

確かに講師の登録者数減少も背景にあるのかもしれませんが、一方では、教員の勤務の内容や勤労形態の過酷さから教員離れといった現象も一因としてあるのではと考えます。もし、学校や教員に魅力がないとするならば、これは大きな問題として捉え、根本的な改革をしなければいけないのではと思います。

では、本市における教職員定数で過去３年間の小学校、中学校の教諭と講師の人数の変化はどうなっているのでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

県の教育委員会から配置される基準内定数のうち、養護教諭や栄養教諭など除く、いわゆる授業を担当する教職について回答させていただきます。５月１日現在における教諭及び講師の人数でございしますが、平成２７年度では、小学校の教諭は２５０人、そして、講師は４４人、中学校の教諭は１４２人、講師は３６人でございました。平成２８年度では、小学校の教諭は２５０人、講師は５０人、中学校の教諭は１３６人、講師は３７人。本年度は、小学校の教諭２５０人、講師５０人。そして、中学校の教諭１３５人、講師３８人となっております。

○副議長（佐藤清和）

２５番 勝田 靖議員。

○２５番（勝田 靖）

過去３年間の採用の人数変化を見ますと、大体８０％前後なんですね。別に今本市が独自で採用している市費負担教諭というのがおると思うんですが、その数はどうなっているのでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

本市が採用しております市費負担の教職員の数でございしますが、平成２７年度は小学校で１１人、中学校で３人。平成２８年度は小学校５人、中学校４人。本年度は小学校３人、中学校４人でございました。

○副議長（佐藤清和）

２５番 勝田 靖議員。

○２５番（勝田 靖）

これは確認なんですけども、全てこれは講師の身分と思いますが、退職者の講師の方の任用はございますか。

○副議長（佐藤清和）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

退職者の任用もごさいます。

○副議長（佐藤清和）

25番 勝田 靖議員。

○25番（勝田 靖）

これは市費負担教諭を1人雇用するときの人件費が大体1人年間500万円から600万円ぐらいかかりますよね。そういったことを考えると、過去3年間大体五、六千万円ぐらいの人件費を伴ったということですね。

過去3年間に本市を退職した教職員の数はどうなってるんでしょうか。また、その退職に伴う再任用の数としてはどうなっていますか。

○副議長（佐藤清和）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

本市の過去3年間における退職者数でございますが、平成27年度は小学校が14人、中学校7人、平成28年度は小学校21人、中学校13人、本年度におきましては、定年退職者数のみでございますが、小学校19人、中学校5人でございます。また、各年度における再任用者数につきましては、平成27年度が小学校2人、平成28年度は小学校3人、本年度は小学校5人、中学校4人でございます。

○副議長（佐藤清和）

25番 勝田 靖議員。

○25番（勝田 靖）

この再任用については、今まで定年退職までお勤めした方が、退職後にも継続して勤務したいという希望があれば雇用するといった勤務体系であると思うんですが、しかし、金銭的なことを考えた場合、再任用で希望するより退職した後、講師で、しかも常勤講師で勤務した人のほうが、給与あるいは賞与もかなり違うと聞きます。しかし、今後この再任用のルールが改められるやにお聞きしてるんですが、それはどうなっているのでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

再任用のルールにおけます昨年度との変更点でございますが、公的年金が支給開始年齢に達するまでの間、雇用と年金を確実に接続する観点から、再任用制度の対象となる者につきましては、原則として常勤講師等としての任用は行わず、再任用制度に基づく採用となることと、そのように改められているものでございます。

○副議長（佐藤清和）

25番 勝田 靖議員。

○25番（勝田 靖）

確認ですけれども、今後、若年退職した方でも、今度は常勤講師として勤務するといった取り扱いではなく、再任用の取り扱いで行きますということでもいいんですか。

○副議長（佐藤清和）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

定年退職者におきましては、今後、常勤講師としての任用を希望する方につきましても、平成30年度以降は再任用の対象の職員となるということでございます。

○副議長（佐藤清和）

25番 勝田 靖議員。

○25番（勝田 靖）

では、ここで視点を変えて、県費負担教職員の採用試験を受験している人たちの数にはどのような変化があるのでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

県費負担教職員の採用試験の受験者数でございますけれども、県教育委員会の説明によりますと、過去3年におきまして、小学校志願者数は、平成27年度で1157名、平成28年度は1251名、そして本年度は1350名となっております。中学校では、平成27年度が1128名、平成28年度は1251名、本年度が1323名となっております。小学校、中学校ともに、この3年間は志願者数が増加傾向にございます。これは採用人数がふえてきたことと志願できる年齢が59歳までになりまして、受験枠が広がったことが要因と思われます。これまで講師でありました教職員が採用人数の増加により教員になる一方、新たな講師が増加することはなく、結果として講師不足が生じている実態がございます。

○副議長（佐藤清和）

25番 勝田 靖議員。

○25番（勝田 靖）

本市には九工大や近畿大学あるいは九州短期大学といった大学が存在しておるわけですが、工業大学系や短期大学系で取得できる教員免許にはどのような教科に対する免許があるのでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

各大学、またそして各学部によって異なってまいりますけれども、一般的には工業大学では数学や理科等のいわゆる理科系の教員免許、そして短期大学では、小学校教員、養護教諭などの教員免許が取得できます。

○副議長（佐藤清和）

25番 勝田 靖委員。

○25番（勝田 靖）

これは単に教育大学だけでなく、それ以外の総合大学あるいは工業大学、通信制度、教員養成所といったあらゆる場所、方法等で教員免許を取得している教員志望者は結構いると思うわけですね。しかし、現実的な突きつけられる教育課題や要求等の多さで、教員離れも浸透してきてるのではないかと考えますが、市教委の見解をお尋ねいたします。

○副議長（佐藤清和）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

文部科学省が平成29年1月31日に公表いたしました、公立学校教員採用選考試験の実施状況の調査結果によりますと、受験者総数は、昭和54年度から平成4年度までは一貫して減少を続けておりましたが、それ以降、平成17年度まではほぼ連続して増加。またそれ以降、横ばい傾向の後、平成22年度から再び増加しましたものの、また近年は横ばい傾向となっております。平成27年度、平成28年度は連続して微減していることが報告をされております。

市の教育委員会で講師獲得に向け、県内の各大学に参りますと、実数は把握しておりません

けれども、教員免許を取得しているが一般企業を志望する学生が多くいるということで、お話を伺わせていただいております。以上のことから、教員離れの実態があることを感じております。

○副議長（佐藤清和）

25番 勝田 靖議員。

○25番（勝田 靖）

ただいまの教育部長の答弁をお聞きしておりますと、今後ますます教育現場における教職員定数確保の充実に危険信号がともしそうでなりません。こういった状態が続くのであれば、本市の学校教育が目指す、特に学力向上にも黄色信号がともののではと心配しております。

そこで、今回の一般質問におけますかなめの部分であります教職員定数に対する正規職員の割合についてお尋ねしたいと思います。本市の小学校、中学校の教職員定数に対する講師の正規職員の割合はどうなっているのでしょうか。それぞれお答えください。

○副議長（佐藤清和）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

本市の小学校、中学校の教職員定数において、基準内定数及び基準外定数を合わせた定数のうち、養護教諭や栄養教諭等を除く、いわゆる授業を担当する教職員の数と割合は、本年度、小学校では、教諭290人で81%、講師は68人で19%、中学校では教諭167名で74.9%、講師は56人で25.1%となっております。

○副議長（佐藤清和）

25番 勝田 靖議員。

○25番（勝田 靖）

ということは、飯塚市の教育現場における教職員定数の実態として、小学校の場合は定数枠358人に対して81%の290人が正規の教諭、中学校においては、定数枠223人に対して74.9%が正規の教諭であるということなんですね。

では、教職員定数というのは、毎年こういった経過を経て各学校の定数が決定しているのかお尋ねいたします。

○副議長（佐藤清和）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

県の教育委員会において、児童生徒数から学級数を算定し、教職員の基準内定数が決まってまいります。この基準定数に加え、各学校の実情に応じて基準外定数が決定してまいります。

○副議長（佐藤清和）

25番 勝田 靖議員。

○25番（勝田 靖）

これは、小中学校とも同じ考えで定数配置がされていると捉えていいんでしょうけど、中学校においては、基本的には、学級数はベースにはなっているとは思いますが、評価とか持ち時間数も配置数に大きな影響があるのではとは思ってんですが間違っていますかね。でも、きょうはこのことについてはこれ以上触れませんが、一般的にどこの学校にも講師という身分の教員が配置されていると思うのですが、講師の方が本来配置される条件というのがあると思うんですね。それはどのようなときでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

県の教育委員会において、教諭及び講師の配置数が定められますので、これについての条件

などは、市の教育委員会といたしましては把握しておりません。なお、基準外定数のうち、先ほどご説明いたしました市費による定数につきましては、既に教諭として採用されている教員を配置することはなく、全て講師を配置することとなります。

○副議長（佐藤清和）

25番 勝田 靖議員。

○25番（勝田 靖）

今のは私の質問の仕方がまずかったのかもしれませんが、この質問の意図は、先ほど質問の中でも言いましたように、本来、講師と言われている教師の任用のあり方は、正規職員が産前産後休暇、あるいは休職、中長期的研修等により補充の教職員が必要となったときの一時的な任用ではなかったかと私は理解していたんですね。それが、新たな課題や一時的な教育施策が出てくるたびに講師を任用してきて、それが半ば常態化してしまい、定数欠員補助と、本来の定数配置とが困惑してしまった結果、そうなったんじゃないかなと私は思っています。

先に進みますが、次に、先ほど本市の小中学校の教員定数の正規教職員の割合をお尋ねしたときの答弁が、小学校で81%、中学校で74.9%という回答がありました。本市教育委員会では、教育施策の中にもうたっておられますように、子どもたちにとってよりよい教育環境の整備を図るとあります。教育環境整備の中でも、本市が目指している学力向上施策においても、資質能力の高い教員定数の確保は欠かせないことだと思うわけですが、市教委はこのことについてどうお考えでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

議員おっしゃれますとおり、よりよい教育環境の整備を図る上で、教職員定数の確保は重要であると考えております。しかしながら、近年の講師不足は学校教育における大きな課題となっております。先ほどもご説明いたしましたが、市教育委員会といたしましても、市報や市のホームページにて講師の募集を行うとともに、県内の大学に出向いて講師登録の依頼をしたり、また、各学校長などを通じて、退職者へ講師登録の依頼をしたり等取り組んでおりまして、今後も継続して講師確保に努めてまいらなければならないと考えております。

○副議長（佐藤清和）

25番 勝田 靖議員。

○25番（勝田 靖）

恐らく今後も少子化が進み、県下の小中学校の児童生徒数は激減化傾向が予測されます。その結果、必要な教職員定数の確保も非常に難しくなってくると思うんですね。

そこで、実態的なデータで申し上げますと、私の地元の小学校においても、実際に教職員と講師の比率を調べさせていただきました。4月1日付で教職員定数は33とされていました。教職員33に対して講師の数が5人です。これはあくまでも4月1日です。この基準以降がどんどん講師がふえるんですよね。ですから、ここの小学校におきましても、途中、病気休暇者が1人出て、そして産前産後休暇、育休等が1人出ました。結局8人ですね。これもう80%ギリギリなんですよ。こういう実態があるんです。本市の飯塚市教育施策のもとで教育を振興させていくのであれば、市費負担の教職員定数も必要になってくると思うわけですが、計画的な配置だとか、人事確保は、私は必要不可欠になってくると思います。今後、どのような計画で、この定数配置を進めていくおつもりでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

教育部長。

○教育部長（久原美保）

繰り返しの答弁となりますが、講師登録者増加に向けて継続して取り組むとともに、市内小

中学校での教育実習生に対しまして、飯塚市における学校教育の魅力や教職員としてのやりがいなど伝えていき、将来、本市の小中学校で意欲を持って教職についていただけるよう働きかけなどを行っていきたいと考えております。

○副議長（佐藤清和）

２５番 勝田 靖議員にお知らせいたします。発言時間が３分を切っておりますので、よろしくお願いします。２５番 勝田 靖議員。

○２５番（勝田 靖）

その際には、採用する際に講師としての力量もある程度把握した上での任用をぜひお願いしたいと思います。なぜなら、講師として他地区で働いていたと。問題があるにもかかわらず、何もわからず採用し、学校でその講師に対して新たな教諭を１人つけないかんと。そういった場合があちこちで起きてるんですね、これは事実なんです。ですから、そういったことも考慮していただきたいと思います。

ただ、今回の私の質問の趣旨は、今まで以上に教職員定数を確保することに努めてほしいわけですが、それよりも本市の学校現場に勤務する正規職員の比率の低さ、その改善を一番求めたかったわけです。福岡県の教員の正職員比率は、本年度、平成２９年度現在で８６．４％で、これは全国ワースト２位との報告がありました。しかし、本日の市教委の答弁から言いますと、小学校では８１％、中学校では７４．９％、平均すると７８％なんですね。これは全国でワースト２位よりもさらに低いんです。ここはやはり最悪だと思ってます。正規職員比率という言葉は御存じだと思いますけども、これはあくまでも公立小中学校の教員定数に占める正規職員の割合のことなんですけども、この件に関して、我が民進党の吉村県議は平成２９年度の６月議会の県議会代表質問で、この正規職員比率の低さを指摘し、今後７年間で１０％増加、つまり、９６．４％までの正職員化計画を明らかにさせることができました。

先ほどの答弁により、今期の正職員の比率の低さは、私はもう最下位ではないかと思ってます。それで、学力向上も上げないかんわけでしょう。ですから、教育長はこの話は何度も聞いてると思います。既に御存じのことと思うんですが、そこで教育長。教育長が就任してはや９カ月が経過しております。しかし、正直なところ、現在の教育長の教育に対する姿勢といえますか、方向性や意気込みっていうのがなかなか感じられないわけです。つまり、西教育長の、飯塚市の教育をどうしたいのか。どんな教育行政のもとで、どんな形に持っていきたいのかが、理解できませんといった声が、現場の教職員あるいは同僚議員の皆さん方からもちらほら聞こえます。

そこで、今回私が一般質問で取り上げたこの教職員定数の正規職員比率をどう受けとめ、市教委のトップとしてどう考えるのか、方向性を交えて教育長の見解をお尋ねして終わりたいと思います。

○副議長（佐藤清和）

教育長。

○教育長（西 大輔）

講師の比率の多さといえますか、正規職員の少なさといえますか、それについては随分以前から問題となってきたところでありまして、それについては、県教委に要望を出したりとかいうことはしてきておりますが、なかなか実現しておりません。先ほど、そのことに関しましては、部長の答弁でご理解願えたのではないかなと思っています。

ただ、今後もぜひなくしていくようなものを県のほうにも働きかけたいというふうに思っておりますので、そこはご理解願いたいと思っています。

私の教育方針なりが伝わってないということで非常に辛い思いをしているわけですが、ただ現在、私はいろんなところでキャリア教育についてのお話をさせていただいております。

私は、4月当初、片峯市長が教育長時代にされましたものを引き継いでいくことに変わりはございません。その理由は、新学習指導要領に沿ったものであると考えておりますし、特に小学校では、プログラミング学習や外国語科、教科道德の導入等が学習指導要領に入ってくるようになっておりますし、主体的、対話的で深い学びや、学びに向かう力や人間性の涵養等も新学習指導要領では言われております。それらに沿った施策となっているため、片峯教育長時代のものを引き継いでいくことにしております。

また、今回の学習指導要領におきましては、総則におきまして、初めてキャリア教育が盛り込まれておりまして、小中学校ともに特別活動に一人一人のキャリア形成と自己実現といった文言が述べられております。これは小中9年間を通したキャリア教育の必要性が明示されたものと考えております。今の施策を今まで以上に効果を上げ、子どもたちが将来を豊かに生きていくために必ず必要な教育と信じておりますし、飯塚市の教育施策の中心でもあります学力向上等は、あくまで子どもたちの健全なキャリア形成のための方策であり、全てはこの変化の激しい社会に生きる子どもたち一人一人の社会的、職業的自立を目的とするものでございます。

教育委員会としましては、子どもたちのキャリア形成を促進するため、本物志向、未来志向のキャリア教育、つまり、小中学校の時期に本物との出会いや体験を積み重ねることにより、自己の将来について前向きに想像していくこととなりますので、これらの事業等に今後取り組んでまいりたいと思っておりますし、小中学校におきましても9年間を見通したキャリア教育をぜひ実現したいと考えているところでございます。

○副議長（佐藤清和）

暫時休憩いたします。

午前 11時59分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（藤浦誠一）

本会議を再開いたします。11番 永末雄大議員に発言を許します。11番 永末雄大議員。

○11番（永末雄大）

それではよろしくお願いします。お昼からの少し睡魔が襲ってくる時間帯ではありますが、ぜひ有意義な議論を行いたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。それでは、今回は地域経済の活性化について議論させていただきたいと思っております。経済活性化と申し上げましても、さまざまな形が想定されるかと思っております。例えば、祭りやイベントをして、人を集めて、一時的に消費を喚起させる。または、公共事業を行うことで仕事をつくり出す。通常そういった形が経済の活性化として捉えられることが多いかと思っておりますけれども、今回私は、人材、企業、資本が集まるということを地域経済が活性化するというふうに定義づけて議論を進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それではまず1つ目、「サニーバール市訪問から学び感じたことについて」という質問をさせていただきます。今回、質問の冒頭でこのサニーバール訪問を取り上げますのは、先ほど定義づけました人材、企業、資本が集まるということが実際に世界規模で行われ、成功している地域がアメリカのシリコンバレーであり、その一部を構成するサニーバール市であります。ゆえに、本市と比較することが有益であるというふうに考えるから、今回、まず冒頭にこちらの部分を聞かせていただきます。

そこでまず、サニーバール市の概要について、説明のほうをお願いします。

○議長（藤浦誠一）

行政経営部長。

○行政経営部長（倉智 敦）

サニーベール市の概要についてということですが、サニーベール市は米国カリフォルニア州サンタクララ郡に属しておりまして、西海岸にございます。西海岸で有名な都市でありますサンフランシスコから車で約1時間半、南に下ったあたりに位置しております。日本との時差は約17時間、例えば、本日のお昼12時がアメリカでは昨日の夜7時となります。日本のほうが17時間進んでいるということになります。人口は約15万人、本市では人口が減少傾向であるのに対し、サニーベール市はシリコンバレーの中心に位置し、グーグルやアップルといった大企業が周辺市に立地しており、世界中から人が集まる地域であることから年々増加しているとのことでございます。面積は58.6キロ平米と、本市の約3分の1の大きさでございます。また、人口構成ですが、本市はそのほとんどが日本人であるのに対しまして、サニーベール市は約半数がアメリカ人で、残りは多種多様な人種が世界中から集まっているまちでございます。ちなみに日本人は約2千人が住んでいるということです。サニーベール市のまちの成り立ちでございますが、サニーベール市となったのは1912年。当初は果樹園が盛んで、果樹の缶詰工場などが主たる産業でございましたが、第2次世界大戦が始まり、軍需産業へとシフトチェンジしていき、ハイテク企業が集積するまちへと変わっていきました。以降、「産業の米」と言われる半導体分野へと産業の軸足を移し、現在に至っております。サニーベール市における主な企業としましては、インターネットでおなじみのヤフーやパソコンのCPUを製造しているアドバンスト・マイクロ・デバイゼズ、通称AMDでございますが、こういう多くのハイテク企業が本社を構えております。また、航空宇宙・防衛産業の会社でございますロッキード・マーティンも、市内に大きな施設を有しております。

○議長（藤浦誠一）

11番 永末雄大議員。

○11番（永末雄大）

先月、市長と議長を中心に訪問団を結成され、実際にこのサニーベール市を訪問されたわけですが、その際に本市とどういった点が違うというふうに感じられたのか、答弁をお願いします。

○議長（藤浦誠一）

行政経営部長。

○行政経営部長（倉智 敦）

今回の訪問につきましては、去る11月17日に帰国報告会を実施しまして、ご報告させていただきましたが、本市とサニーベール市の違いは日本とアメリカにおける創業支援のあり方や文化の違いが大きく関係していると考えております。訪問した担当者の話では、日本では企業が交渉する場合、相手が大手企業であればあるほど、また、実績があればあるほど、その信用度が増す傾向にあります。しかしながら、アメリカは実力主義であり、たとえ小さな企業であっても実力さえあれば企業の投資を受けることができたり、たとえ実績がなくても、お互いにメリットがあれば交渉は成立する仕組み、いわゆるギブアンドテイクでございます。また、日本では失敗をすることはマイナスでしかありませんが、アメリカでは失敗しているからこそ、そこから学び、次へとつなげることができるものであるという考え方から、交渉相手が初めて起業される場合、まず交渉成立はしない。何度か失敗している人のほうが信用され、投資を得る確率が高くなる。それがアメリカであるとのことでございます。

もう1点、創業支援の仕組みにおいて、アメリカでは大手企業だけではなく、エンゼル投資家と呼ばれる新規企業に投資をし、その企業が成長して成功した報酬によって利益を生むことを生業としている方々が大勢おりまして、その方々に対するプレゼンテーションの機会を設けるためのインキュベーション施設も充実しており、毎週のように頻繁に行われております。ところが、日本ではまだまだ民間投資のシステムが確立されていないため、創業支援は行政によ

る補助制度等の活用に頼らざるを得ない状況でございます。この点が大きな違いでございます。

○議長（藤浦誠一）

11番 永末雄大議員。

○11番（永末雄大）

今述べていただきました中に、本市との大きな違いが3つあったのではないかなと思います。まず1つ目は人口が増加しているという点です。都市が成長しているという証だと思います。次に人口構成、人口規模的には、本市とそれほど大きく異なってはおりませんけれども、その構成を見ますと多種多様な人種が世界から集まっています。地域の経済的な成長に視点を合わせて考えますと、海外から優秀な人材が集まる仕組みをつくるということが非常に大切だと思います。そして、3つ目の違いは世界的な大企業の本社が数多く立地しているということです。やはり、地域の力を図る際に地域の、民間企業の力というのは欠かせない視点だと思います。魅力のある企業があれば自然と人が集まります。優秀な人材が集まれば、その人材を求めてさらに企業が集まります。魅力のある企業、優秀な人材がいれば投資家も注目し、資本も集まります。以上のように、人材、企業、資本は一たび好循環ができれば自然と集まってくるものだと考えます。そして、私たちが考えるべきことはどうすればそのような好循環をつくり出せるのかということです。なぜサニーバールを含むシリコンバレーでこのような好循環が生じているのかということですけれども、私はその大きな要因の一つにスタンフォード大学の存在があるのではないかなというふうに考えます。この大学の存在がサニーバールの発展に大きく寄与しているというふうに想定するんですけれども、どのようにお考えでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

行政経営部長。

○行政経営部長（倉智 敦）

スタンフォード大学ですが、サニーバール市から車で約30分のところがございます。世界でもトップクラスの大学で、面積ではモスクワ大学に次いで世界で2番目に大きな大学でございます。面積規模も本市の約7分の1の大きさでございます。スタンフォード大学には大学発の起業家支援施設、いわゆるインキュベーション施設やベンチャー企業の支援を目的とした独立機関であるスタンフォード研究所を設置しております。これにより多くの学生が支援を受けながら創業されているとお聞きしておりますし、サニーバール市だけでなく、グーグル本社のあるマウンテンビュー市、アップル本社のあるクパチーノ市など、これらの都市は全てスタンフォード大学の周辺でございます。これらの立地状況等を鑑みますと、スタンフォード大学を起点として周辺に大手IT企業が立地することで都市が発展していることから、スタンフォード大学は大きな存在であると考えております。

○議長（藤浦誠一）

11番 永末雄大議員。

○11番（永末雄大）

スタンフォード大学の存在が今のシリコンバレーをつくった原点だというふうに考えますと、やはり大学の力というのはものすごいものがあるなというふうに思いました。

次の質問に移りますけれども、本市に目を向けますと市内には3つの大学がございます。シリコンバレーとの比較という流れからして、理工系の4年制大学である近畿大学、九州工業大学の2校に絞ってお聞きします。まずは基本的なことになりますけれども、それぞれの大学の学生数、専門学科、研究の概要について、お願いします。

○議長（藤浦誠一）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

まず近畿大学産業理工学部でございますが、学科といたしましては、生物環境科学、電気通

信工学、電気電子工学、建築・デザイン、情報、経営ビジネスの6学科でございまして、学生数約1700名、教員数が62名となっております。

次に、九州工業大学情報工学部につきましては5つの学科がございまして、まず知能情報工学、電子情報、システム創生情報工学、機械情報工学、生命情報工学の5学科でございまして、学生数が約2300名、教員数134名となっております。また、新入学生のうち、両校ともでございますが約50%前後、半数が福岡県外出身といった状況になっております。

○議長（藤浦誠一）

11番 永末雄大議員。

○11番（永末雄大）

先ほどこスタンフォード大学を起点として、IT企業が立地しているということでしたけれども、本市においても今までこの創業支援という部分にはかなり力を注いできたというふうに認識しております。市内にある大学からの創業の経過について、お伺いします。

○議長（藤浦誠一）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

まず、情報関連産業の集積を目指しましたトライバレー構想第1ステージでございますが、この終了年次、平成20年3月時点で市内大学から創業した起業数は27社となっております。その後、ベンチャー育成の集積を目標値といたしました平成20年から平成24年までのトライバレー構想第2ステージにおきましては、市内大学発のベンチャーが4社という状況でございました。なお、昨年、九州工業大学を卒業され、在学中に創業されました学生が今回新規に創業されまして、来年1月には幸袋にございますトライバレーセンターに入居予定となっております。本市では、IT等のベンチャー企業のサテライトオフィスの誘致にも取り組んでおりまして、学生に対し、ベンチャー企業の魅力あるいは創業の醍醐味等々について啓発してまいりたいというふうに考えております。

○議長（藤浦誠一）

11番 永末雄大議員。

○11番（永末雄大）

今までの創業の状況というのはわかりました。では次に、両校の産学連携の取り組み状況について、お願いします。

○議長（藤浦誠一）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

両大学での産学連携の取り組みといたしましては、代表的なものとしたしましては、近畿大学産業理工学部では、分子工学の分野におきましてヘンケル社、JSR社との産学連携研究拠点といたしまして、近畿大学分子工学研究所が開設されまして、研究開発が現在も行われております。また、九州工業大学情報工学部におきましては、研究開発の拠点といたしまして、バイオメディカルインフォマティクス研究開発センターにおきまして、バイオ等々の研究開発が行われているところでございます。具体的な事例といたしましては、市内企業と産学連携の取り組みといたしまして、1つは外科手術時に使用する機器、食品製造プラントの開発、そして、贈答用花束のパッケージといった開発等が行われ、具体的に商品化がされたところでございます。

○議長（藤浦誠一）

11番 永末雄大議員。

○11番（永末雄大）

それでは、新規創業と産学連携、それ以外の点で、大学が本市にあるということでどういっ

た効果が市に生じておると考えられているでしょうか。答弁をお願いします。

○議長（藤浦誠一）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

大学の存在によりますその効果につきましては、まず教員によりますサイエンスカフェやわくわく科学教室といった出前講座や、公開講座によります市民、児童生徒に対する教育的効果というものがございます。また、学生による市内小中学校への放課後や土日の学習支援活動も行われておりまして、このような教育的効果がございます。次に、学生によるまちづくり、地域活動といたしましては、御承知のとおり山笠、あるいは住民運動会など各地域活動への参加がございます。また、クリーンキャンペーン、車いすテニス大会などの福祉、環境イベントの活動、学生防犯ボランティアといったボランティア活動によります地域活性化の効果といったものも非常に大きなものがあると認識いたしております。また、経済効果といたしましては、産学連携によります効果以外にも学生によるさまざまな消費活動や、両校、新入生の50%近くは福岡県外からということございまして、このことによります居住等の生活に係る経済効果、学校が存在することによる雇用でありますとか取引企業等による経済効果など、大学が存在することによる経済効果といったものも極めて大きいものと考えております。加えまして、学園都市としてのイメージアップなど、数字にあらわれないような効果も大きなものがあると考えております。

○議長（藤浦誠一）

11番 永末雄大議員。

○11番（永末雄大）

今、いろいろとお聞きしましたが、おっしゃるとおり、本当に飯塚市に対してすごく大きな恩恵があると思います。地域に大学がある効果というのは、私は大きく分けまして2つじゃないかというふうに考えています。一つは、先ほどから述べてきましたように大学を起点として民間企業が誕生し、それがさまざまな好循環につながるという点。そして、もう一点は先ほど答弁がありましたように、大学があることによる地域への波及効果という点です。前者に至りましては、取り組みは先ほど新規創業の分とかお聞きしましたが、行っておられるようですけれども、シリコンバレーのような形には至っていないという現状を見ますと、やはり少しやり方を変えていくべきじゃないかなというふうに考えます。この点につきましては、後の質問で提言を含めて議論させていただきます。

ここで取り上げたいのは後者の側面です。すなわち、大学があることによる現実的な波及効果という部分です。先ほど言われましたように、2つの大学だけで学生数が約4千人、その半数は県外からいらっしゃっている。例えば、日用品を買われるときとか、地元で購入されるでしょうし、食事をされるとき、懇親会などへの飲食業への経済的な効果、多くは賃貸アパートで過ごすでしょうから、おっしゃられるように不動産業への経済効果というのも本当に大きなものがあると思います。学園都市イメージですね、これもイメージという意味ですごく大きいと思います。このように、少し考えただけでも大学があることで本当に多くの本市への恩恵があつておるといのはわかります。この点、現在、なぜあえて議論の俎上にのせておるかといいますと、飯塚市は大学というのがあるということが当たり前になっているんじゃないかというふうに考えまして、一度考えていただきたいなと思ひまして、質問をいたしております。

少子化による大学再編の議論というのをよく聞くようになりました。つい最近の日本経済新聞にも、次のような記事が掲載されておりました。少子化で大学淘汰の時代に9割の学長が予想という記事です。少し紹介しますと、今後、加速する18歳人口の減少について、有力大学、トップの8割が教育や経営への影響があると見ていることがわかったということ。私立大への再編、淘汰の圧力は9割が今後強まると予想している。74%が経営困難に陥った大学の退場

を可能にする枠組みを検討すべきだと答え、強い危機感が浮かんだとあります。さらに、現在国内には778校の4年制大学があり、入学定員は59万人。調査では40%が大学全体の定員の縮小が避けられないと予想。86校ある国立大の再編、統合も必要、場合によっては必要が、合わせて81%に上ったというふうな記事でした。ぜひここで想像力を働かせて考えていただきたいと思うのは、地域に現時点ではあまねく大学があるという状況がありますけれども、今後、こういった状況が当然ではなくなるという時代が来るのではなかろうかということです。もっと言いますと、飯塚市から九工大と近大が撤退してしまう、そういう可能性もあるのではなかろうかと思うんですけれども。例えば、このことについて今まで市として何らかの検討などを行ったことがありますでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

ただいまご紹介、ご指摘のございました人口減少に伴う18歳人口の減少というのが間近に推測されておるところでございます。この件に関しましては、大学の再編統合に関しまして、2013年、文部科学省が策定いたしました「国立大学改革プラン」に基づき、2015年「国立大学法人等の組織及び業務全般の見直し」が公表されまして、特に文科系の大学につきましては、国立大学の組織の見直し計画を策定し、組織の廃止や社会的要請の高い分野への転換に積極的に取り組むよう努めるということが明記されたところでございます。また、政府におきましては、経済財政諮問会議において国立大学の統合、あるいは私立大学の再編など、先ほどからご指摘がございます今後の18歳人口の減少に向けた提言が出されているということは承知いたしております。本市といたしましても、先ほどご答弁を申し上げましたとおり市内に大学があることによるさまざまな効果は非常に大きいと考えております。現在、近畿大学産業理工学部、あるいは九州工業大学情報工学部はともに入試倍率としては2倍前後で推移いたしております、学生の確保といったものはできている状況ではございますけれども、ただ、ご指摘のとおり、将来を見据えまして、本市といたしましても大学との情報交換、あるいは本学への情報収集等々を常に行っておりまして、大学の今後のあり方等について継続的に注視をしているという状況でございます。

○議長（藤浦誠一）

11番 永末雄大議員。

○11番（永末雄大）

今の答弁を受けまして、何となく危機感を持っているなというふうな感じを受けたんですけど。それでは、今までどおり市内に大学が存在し続けるため、撤退というふうな事態を起こさないために既に現状行っている取り組みなどございますでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

取り組みに関しましては、本市では大学に対しまして、平成20年度から大学を生かしたまちづくりを推進することによりまして、大学の本市への定着を図り、地域の発展と産業の振興に寄与することを目的とするさまざまな活動への大学支援補助金、及び各種学会が開催されますことに対する経費の一部補助といったものを行っております。

また、御承知のとおり、本年4月には両大学の本学を含めました包括連携協定も締結をして、緊密な連携をとっておるところでございます。本市といたしましても、このように大学への支援や連携を継続しまして、大学との関係をより強化し、適宜、情報交換、情報収集を行うことで撤退などの状況とならないよう対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（藤浦誠一）

11番 永末雄大議員。

○11番（永末雄大）

今の答弁を聞きますと、簡単にまとめますと補助金と協定で何とかつなぎとめますというふうなところかなというふうに理解したんですけど。例えば、建物とか設備の老朽化で、補助金額以上の支出が生じてしまうときというのは、その理論ですと撤退を決断するでしょうし、協定という形ではちょっと弱いのではないかなというふうに感じます。それでは、どうすれば大学を引きとどめられるかということを再度考えていただきたいんですが、私なりの考えとしては、やはりその土地に、例えば飯塚なら飯塚に大学が居続けたくなる。もしくは、その地にいなければならぬ状況というのを一緒に作り出していくということが、大学がその地に居続ける大きな手段じゃなかろうかと思うんですけども。具体的には、やはり産学官連携というのをより強力に推進していくということが必要かと考えます。当然、この産学官連携に関しましては今までも進められてきたわけですし、そこから先ほどの答弁にありましたように一定の数の企業も誕生しております。しかし、やはり地元に根づいてしっかりと今でも根づき続けているか、もしくは世界的な企業に成長しているかということを考えますと、そういった部分に関してはまだ足りていないんじゃないかなというふうに感じます。そう考えますと、やはり産学官連携につきましても今までの取り組みで欠けていた部分というのがあったのではないかなということを考えていただきたいなというふうに思うわけです。そういった部分の反省というふうな部分もしっかりと考えていただきたいんですけども。私が思いますには、企業を、会社をつくるというところまでは想定していたけれども、それをどう育てていくかというふうな戦略というところがもともとなかったのではないかなというふうに感じております。ただ、そう申し上げましても、今まで行ってきた取り組みがあったおかげで他の地域よりも確実に創業できるというふうな、創業する方が多いというふうな要素が備わっているということはある意味証明できているわけですから、今までの取り組みが全く失敗だったというふうに考える必要もないと思います。むしろ足りなかった部分というのがわかったわけですから、これから、ではそこをどう補うかということを前向きに考えていけばいいんじゃないかと思います。

先ほど行政経営部長のお話で、アメリカの考え方、失敗を恐れない考え方というふうなこともありましたので、ぜひそういった文化を飯塚市のほうでも取り入れていくべきじゃないかなと思います。そして、そう考えたときにこれから本市がとるべき戦略というのは、小さくてもいいので、いきなりシリコンバレーと言うとちょっと話が大きすぎますので、小さくてもいいのでシリコンバレーのモデルというのはしっかりと研究して、それをまねるということからやってみてはどうかと思います。より具体的に言いますと、行政が主導的にやるのではなくて、民間の知恵と活力と資金というのを使っていく仕組みをどうつくるかということを考えていけばいいのではないかなと思います。そうなったときに行政がやるべきことは、やはりビジョンをまず指し示す。そして、しっかりと広報を行う、裏方としてバックアップしていくというふうなことになるのではないかなというふうに考えます。

そして、仮にそう考えたときに、私は昨今マスコミをにぎわせておりますブロックチェーンという技術、これに関しまして、飯塚市の産学官連携の大きな柱として取り上げていったらいけないかなというふうに考えます。理由としましては、まず1つ目に、実際にこの技術に秀でた市内企業や研究者が既にいるということ。2つ目としましては、そして実際に大学側もこのブロックチェーンの技術に着目しているということ。3つ目としましては、ビッグデータ利用などが、事業構築に産学官連携の仕組みとして欠かせないものではないかなというふうに考える。この以上の3つが、私がこの技術に着目し産学官連携で取り上げるべきじゃないかなというふうに考える理由なわけですけども、本市としましては、この技術に関してどの程度、現時点で認識しておりますでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

ご指摘のございましたブロックチェーン技術についてでございますけれども、現在、特にITと金融との融合、いわゆるフィンテックという分野におきまして利用が進んでいるというふうに言われております。この技術は、従来の集中型の情報管理システムに比べ、改ざんのおそれが少なく、メンテナンスコストも低いということの特性を有しているということでございます。このことから、流通、金融の決済や為替、送金等において広く利用が進んでいるということでございます。一方、ブロックチェーン技術は理論的な検証、あるいは実際のサービスに適用した場合の実証などがまだまだ少ないところがございまして、セキュリティ確保の手法が確立されていないといったような課題も同時に抱えておるとも言われております。

このようなことを踏まえつつも、さまざまな分野で応用される可能性が極めて高いと言われておりますこのブロックチェーン技術自体については、注目すべき価値を有しているというふうに考えておきまして、ご説明のございました、当該技術に精通しておられます九州工業大学、近畿大学の先生方、あるいは民間企業等々の研究開発の動向を捉えまして、飯塚市にもございます福岡ソフトウェアセンター等々の関係機関との情報共有を行いながら、ブロックチェーン技術に係る大学や地域企業との勉強会でありますとか意見交換会等について検討し、先ほどのようなご指摘もございました民間主導による取り組みといったものも考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（藤浦誠一）

11番 永末雄大議員。

○11番（永末雄大）

すいません。最後のほう、もう一度答弁していただいていたいいですか。民間企業との――。

○議長（藤浦誠一）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

先ほど、質問議員よりご指摘のございました、行政として取り組むものについてでございます。民間の主導によるそういった取り組みに対して、行政がビジョンを示しながら必要なものについての支援を検討していくというふうな趣旨でございます。

○議長（藤浦誠一）

11番 永末雄大議員。

○11番（永末雄大）

若干少し、回答がいただきましたかった回答とちょっと違うなと思ったんですが。先ほど部長からもありましたように、まさに部長おっしゃったとおり、このブロックチェーン技術は理論的な検証や実際のサービスに適用した場合の実証が少ないということを言われました。なので、この実証実験をぜひ行うべきではないかというふうに考えますし、セキュリティ確保の手法が確立されていないと。これも矛盾しているようなあれなんですけれど。このセキュリティの技術がブロックチェーン技術ですので、そういったところ、実証実験をやりながら確立していく。セキュリティというのは本当にこれから大事になってきますので、そこを産学官連携でやっていただきたいというふうなことなわけです。

ぜひ、これ曖昧な形ではなく、民間企業と行政と産学官連携で勉強会とか意見交換会とか、そういったところからでもぜひ進めていただきたいんですけど、そういった部分の答弁をいただけますか。

○議長（藤浦誠一）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

先ほど申し上げました、勉強会等々につきましては、現在もいろいろな場面において、民間との勉強会、検討会を実施しております。そのような中のテーマとしても取り入れることによりまして、こういった勉強会、検討会、民間との協議も進めてまいりたいと思います。

○議長（藤浦誠一）

11番 永末雄大議員。

○11番（永末雄大）

ぜひ、これは大きくやるとしたら打ち出していただきたいと思うんですね。産学官連携で飯塚市がしっかりとタイアップしながら、民間企業とブロックチェーン技術に対して実証実験をやっていく。そういったことをやっていくというふうにいきなり打ち出すのもあれかもしれませんが、やはりそういった部分の検討からでもしっかりと入っていただいて、実現していただきたいと思うわけです。

このブロックチェーンというのを取り上げましたけれども、決してはやり廃りで今回取り上げてお話をしているわけではなくて、実際に経済界の動向とかを見ていまして、名だたる大企業、特に金融系ですね。名だたる銀行、名だたるメーカーが実際にこの部分に対して、非常に莫大な金額で投資を行っております。というのは、これは本当にもう後戻りできないというか、これから今後進んでいく技術というふうにやはり経済界でも認識しているからこそ、こういうふうな取り組みを進めていると思うわけなので、はやりのある言葉なのでちょっと勉強してみようかということではなく、しっかりと行政としても認識していただいて、その部分、国の動向、世界的な動向等も踏まえながらやっていただきたいと思います。

そして、ちょっともう少し踏み込んで提言を行いたいんですけれども、このブロックチェーンというのはあくまで技術でございます。その技術をどう使うのか、これを何に使っていくのかというのを具体的にしていくというのがより大切だと私は思います。ここを外してしまいますと、仮に意見交換されたところで、ブロックチェーンについての意見交換をただで終わってしまうというふうな可能性もあるかと思っています。ですので、このブロックチェーン技術を使って何をやるのかということまで踏み込んで議論を構築していただきたいというふうに思うわけです。その際に、通告でも出していますけれども、その具体的なものとしてICO、インシャルコインオフリングですけれども。新規仮想通貨公開というふうな略になるみたいですが、このICOについて飯塚市として検討していただきたいということを提言したいわけなんですけれども。実際にこの導入を検討している国でありますとか、自治体もあるというふうに聞いておりますけれども。この部分について、飯塚市の現状認識をお伺いします。

○議長（藤浦誠一）

経済部長。

○経済部長（諸藤幸充）

ただいまご提案のございましたICOにつきましては、金融庁の資料によりますと、一般的にICOとは企業等が電子的にトークンと呼ばれます商標、デジタル権利証を発行いたし、公衆から資金調達を行うための総称というふうにされております。このトークンの発行の際に、公衆、特に投資家から、その対価として仮想通貨を獲得するというケースがございます。この仮想通貨とは、インターネットを通じまして不特定多数の間で物品やサービスの対価に使用できます。また、中央銀行などの公的な発行主体や管理者が存在せずに、専門の取引所を介しまして円やドル、ユーロ、人民元などの法定通貨と交換できるもののことでございます。

戻りまして、ICOにつきましては、本年11月の報道によりますと、国家といたしましては本年8月に北欧のエストニア共和国が地域独自の仮想通貨を発行し、資金を調達するICOの検討を開始し、また、我が国で見ますと岡山県の西栗倉村におきまして、自治体ICOの導入に向けました民間事業者との共同研究に着手し、その可能性を検証していくとのことでございます。これらの事例は、それぞれ域内における新技術への投資や、地域活性化プロジェクト

に資するものとして、ＩＣＯ導入の研究を始めたものでございまして、いずれも検討の段階であるということ。また、このＩＣＯにつきましては、金融庁におきまして利用者や事業所に対し注意喚起を行っていること。また、法整備も進んでいないこと。ＩＣＯの運用により投資家にリスクをもたらし、ひいては投資家による、本市が行います場合にそういった訴訟リスク等も想定されていること。また、ＩＣＯについては、大規模なプロジェクトを想定して発行される資金調達の手法である等とのことから、本市といたしましてはＩＣＯについて慎重かつ冷静に、その動向を見極める必要があるというふうに考えております。

○議長（藤浦誠一）

１１番 永末雄大議員。

○１１番（永末雄大）

今の答弁を聞きますと、なかなか難しいでしょうねというふうなことに訳せるかと思うんですけど。これに関して今ちょっと説明がありました部分を少し補足して説明いたしますと、このＩＣＯを自治体が行うと言いますと、自治体が仮想通貨を発行するというふうに捉えられている方もいらっしゃるかと思うんですけど、実際はそうではございません。自治体は後援という形がとれるそうなので、直接的に発行せずに済みます。むしろ、自治体の役割としては信用を付与するというふうなイメージかと思います。また、この調達した資金というのを直接自治体を利用するわけでもございません。自治体が事前に認定した事業者に対して、事業資金という形で事業者に対して渡されるというふうなものです。

では、なぜこれを自治体に取り組まなくてはいけないうか。そういうメリットがわからないというふうな話も聞いたことあるんですけど、これに関しましては、私はまさに常々申し上げています財源の問題かと思っています。今まで財源の問題で支援できなかった民間の事業に対して資金が供給されますので、市の財政負担軽減などが十分に可能になっていくんじゃないかというふうに考えます。従前より住民サービスの財源を税から民間資金に移していくべきだということを訴えてまいりましたので、私としましてはまさにその形の実現じゃなかろうかというふうに認識しております。また、ホワイトペーパーという形で広くアピールしていきますので、そのアピール可能な範囲が世界に広がっていくということも、片峯市長、就任当初おっしゃいました情報発信をしっかりと頑張っていくという部分で、その情報発信においても飯塚市を広く売り込んでいくいい機会じゃなかろうかというふうに捉えてもおります。

そして、最も重要なこととしましては、このブロックチェーン技術で、このＩＣＯを行うことで、やはり大学の研究意欲が刺激されて、学生、研究者、企業が集まって、資金が流入するというふうな、そういう好循環が形成されて、飯塚市の価値が高まるんじゃないかというふうに私は考えます。こういった理由から、私はこのＩＣＯを飯塚市でやることをぜひ前向きに検討すべきだというふうに考えるんですけども。市長、よろしければこの部分に関しまして、答弁いただけますでしょうか。

○議長（藤浦誠一）

副市長。

○副市長（梶原善充）

先ほどから担当部長が答弁しておりますように、今後、勉強会や意見交換等を行いながら十分検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤浦誠一）

１１番 永末雄大議員。

○１１番（永末雄大）

もう少し答弁をいただきましたかったんですけど。確かに――。

○議長（藤浦誠一）

副市長。

○副市長（梶原善充）

スタンフォード大学の例も出されましたけれど、発展する都市には優秀な大学がある。優秀な大学があるところには企業が集まってくると、これが世の常ということを聞いたことがございます。それで、そういう新しい技術についても、先ほど質問者も言われましたように近大の先生とか九工大の先生、それから市内の民間企業も既にこういうことに着目して研究を始めてあります。そういう方々と連携しながら、市にとって当然やっていかななくてはいけないものについては積極的にやっていきたいと思っておりますし、今後ともそういうことについては、積極的にスピード感を持って取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（藤浦誠一）

１１番 永末雄大議員。

○１１番（永末雄大）

ありがとうございます。一番欲しかったスピード感という言葉も出ましたので、本当に市長、副市長、こういった部分に関しまして理解がある市長、副市長だと思っておりますので、ぜひとも柔軟に取り入れていただきたいと思うわけであります。ただ、確かに行政の皆様方が少し手をこまねいてしまう、そういった部分があるというのも私としても十分に理解できます。まだまだ不確実な部分がございます。それは認めます。そして、それが全国の多くの自治体関係者が抱いている同じような感想じゃなかろうかと思うわけです。しかし、ちょっと考えていただきたいのが、裏を返せば、だからこそチャンスがあるのではないかなと私は思うんですね。だからこそ、今、検討すべきじゃないかというふうに思うわけです。例えば、これが凡庸化してしまっ、どこでも考えられるような状況になってしまうと、飯塚市が取り組む意味がそれこそなくなってしまいます。逆に、リスクと言いますか、不確実であるがゆえに今検討すべきじゃないかというふうな考え方に私は至るわけですがけれども。民間が行っておりますＩＣＯに関しましては、確かに昨今ちょっとニュースとかもあってありますので、怪しいものが含まれているかもしれないというふうな認識が広がっている側面もあるかもしれませんが、そうであるからこそ、本当に信頼できるこのＩＣＯというのを自治体が後援する形で構成すれば、これは大きく成功する可能性が十分にあるんじゃないかというふうに思うわけです。一昔前のように、日本が高い国際競争力を持って、人口がふえて、豊かさや成長を実感できて、将来に明るい展望が抱けるといふような時代であれば、私としても自治体に対してここまで求めることはなかろうと思います。しかし、今現状を見ますと、やはり国と地方の財政が厳しさを増している。人口が減少している。高齢化が進んでいる。自治体でさえ競争にさらされておるような時代です。しかも、大都市に人口が集中して、ますます地方は寂れていっています。そんな中、本当に地方都市である飯塚市の経済を活性化しようというふうに考えるのであれば、やはりリスクをとる姿勢というのがなければ、今後、飯塚市から何も生まれないのではなかろうかというふうに思うわけですがけれども。ここに関してぜひ片峯市長のご見解を伺いたいと思います。

○議長（藤浦誠一）

市長。

○市長（片峯 誠）

私も、実は「Ｈｅｎ」という地方雑誌の中で取材を受けましたときに、今質問者がおっしゃいますとおり、人口減、税収減、そして、その苦境をどんなふうにして乗り越えていくかという発想ばかりではなく、やはり魅力あるまちづくりをし、経済の活性化を促して人口をふやしたい。そのための環境は、先ほど副市長が答弁しましたとおり、飯塚は恵まれた環境にある。でも、それをまだ十分に生かし切れていない。その部分にてこ入れをすることで、人口増、そして税収増、それらによって市民へのサービスや福祉の向上につなげるという、そういうサイクルをぜひつくりたいと思っています。そんな中で、今の提案は大変魅力的でございます。現

在、行政アドバイザーという方々の提言も受けながら、実はその件についても検討議題の一つとして、私たちは研究、協議を現在行っております。その中で、やはりどれだけのメリット、そしてどのようなリスクがあるかということについて、現段階ではなお一層吟味する必要があるというように感じておりますので、そこのところの見極めをより、先ほど副市長も申しましたとおり、スピード感と厳密なもの見方もあわせ持ちながら、しっかりと、ただチャンス、そしてチャレンジを忘れずに取り組んでいきたいと思っています。

○議長（藤浦誠一）

11番 永末雄大議員。

○11番（永末雄大）

ありがとうございます。そうですね。本当に行政経験が長い皆様方からしますと、何で行政がそこまでしないといけないんだというふうなことを思われる方ももしかしたらいらっしゃるのかなと想像するんですけども。やはりこれから先を考えたときに、地方というのを考えたときに自治体がやはり旗を振らなくちゃいけないという部分は、やはり都市と比べてかなりの部分あると思っています。そうなったときに自治体はやはりイコール安定といいますか、信頼を第一にしますので、そうなったときに、そこのはざまに立たされているというのはすごく感じるわけですけども。ここで申し上げたいのは、どこかでその殻を破らなくてはいけない時期というのが来ていると思いますし、それを、では率先してどこがやっていくのかというのは、これからの地方自治においてすごく大きなところではなかろうかと思うわけです。

先ほど部長のほうからも答弁ありましたけれども、アメリカの考え方がまず違うというところで、日本は失敗することはマイナスでしかないけれども、アメリカは失敗しているからこそ、そこから学んで次へつなげることができるというふうな考え方があるというふうに言いました。それをそのままそっくり行政というものに当てはめることは難しいかもしれませんが、その思想というか、文化というのは十分に学べると思いますし、そこに対してその殻を破る時期でもあると思いますし、本市であればそれができるというふうに思っています。例えば、大学があるということ。有望な研究者がいるということ。開発を請け負い得る企業もあるということ。すごく魅力的な、これから始まっていくであろう技術というのがそこにあるということ。こういったチャンスはある意味めったに飯塚市には訪れないのではないかとというふうに私も思っていますので、ぜひ本当の意味で飯塚の経済を活性化させる人材と企業と資本が集まる仕組みをつくるというふうな大きなチャンスではなかろうかと思っていますので、ぜひ先ほど片峯市長が言われたみたいに、何かわからないからやめるとかということではなくて、先ほど市長が言われたみたいに、そういうことをきちんと考えながらもしっかりと理論的に一つずつ検証していく、リスクを検証していくという、そういうある意味めんどくさいと言ったらあれかもしれませんが、手のかかる作業というのをしっかりと行っていただきたいというふうにお願いいたしまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（藤浦誠一）

暫時休憩いたします。

休憩 13時52分

再開 14時05分

○副議長（佐藤清和）

本会議を再開いたします。13番 守光博正議員に発言を許します。13番 守光博正議員。

○13番（守光博正）

公明党の守光です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。今回は、職員の採用

及び意識改革について、順次お聞きしていきますので、的確なご答弁をよろしくお願いいたします。

今の日本国内を見ていますと、少子高齢化社会が加速し、さらには各市町村においては、人口減少が進んでおります。そんな中、各自治体は生き残りをかけてさまざまな取り組みを実行しなければなりません。実行するには何が一番求められるのか、もちろん財源が必要なのは当たり前ですが、私は最も重要なのは人材であり、その人材の確保、また育成こそが今後の飯塚市の未来を大きく左右すると言っても過言ではないと思っております。

そこで今回は、人材をキーワードに市と人間に光を当てて幾つか質問をしたいと思います。まず初めに、飯塚市が現在までに行っております、職員採用試験については、優秀な人材を採用するためにさまざまな工夫を今日までしてこられたと思います。では、ここ5年の試験区分、募集別人数、また採用数の推移についてお答えください。

○副議長（佐藤清和）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

平成24年度以降の5回の採用試験と本年度の採用試験についてお答えさせていただきます。少し長くなりますがご了承願います。平成24年度は、身体障がい者対象を含めた行政事務上級、同じく身体障がい者対象を含めました行政事務初級、土木上級、土木初級、建築、保育士、以上6つの試験区分で実施いたしまして、募集人数の合計23名に対しまして採用者数は20名でございました。

平成25年度は、身体障がい者対象を含めた行政事務上級、同じく身体障がい者対象を含めた行政事務初級、土木上級、土木の民間企業等職務経験者、建築、保育士、保健師、以上7つの試験区分で実施し、募集人数の合計は38名、採用者数は34名でございました。

平成26年度は、行政事務上級、同じく身体障がい者の対象、行政事務初級、土木、土木の民間企業等職務経験者、建築の民間企業等職務経験者、保育士、以上7つの試験区分で募集人数の合計は35名、採用者数は32名でございます。

平成27年度は、行政事務上級、行政事務初級、行政事務身体障がい者対象、建築、保育士、以上5つの試験区分で募集人数の合計は27名、採用者数は24名でございました。なお、平成27年度は、これとは別に行政事務の身体障がい者を対象としたものを2名追加募集し、1名採用しております。

平成28年度は、行政事務上級、行政事務初級、行政事務の身体障がい者の対象、行政事務の民間企業等職務経験者U I Jターン、学芸員、土木、土木の民間企業等職務経験者、電気、化学、保健師、以上10の試験区分で募集人数の合計34名で、採用者数33名でございました。この間の募集人数の合計は159名、採用者数は144名となっておりまして、この差の15名につきましては、主に辞退によるものでございます。

最後に本年度実施中の採用試験につきましては、行政事務上級、行政事務初級、行政事務の身体障がい者の対象、行政事務の民間企業等職務経験者U I Jターン、同じく行政事務民間企業経験者の県内在住者、土木、土木の民間企業経験者、民間企業等職務経験者、建築、建築の民間企業等職務経験者、運動指導員、保育士、保健師、管理栄養士、以上、ことしは13の試験区分でございまして、募集人数の合計は54名で現在、実施をいたしたところでございます。

○副議長（佐藤清和）

13番 守光博正議員。

○13番（守光博正）

今のご答弁をお聞きしていますと、試験の区分が年々増加して、本年度は13区分まで広がっていて、それだけ幅広い人材確保に取り組まれていることがわかります。また、ここ数年は30名を超える採用となっております。

それでは飯塚市役所にあった魅力のある優秀な人材を採用するために、本市が現在行っている職員採用試験の方法の工夫について、お答えください。

○副議長（佐藤清和）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

採用試験につきましては、平成27年度まで、第1次試験で教養試験、または社会人としての一般常識を問う経験者基礎試験、これに職場適応性検査、一般性格診断検査、これを全員に受験していただきまして、これに加えて、事務職は事務適性検査、専門職につきましては、専門試験と知識や知力を問う試験を主に実施して1次の合格者を選考いたしまして、第2次試験では論文または作文試験、集団面接、集団討論、個別面接と人物評価を中心とした試験を実施し、最終合格者を選考しておりました。平成28年度の採用試験より、この個別面接を第3次試験として、切り分けて実施し、これによりまして、第2次試験の集団面接、集団討論及び論文または作文試験で受験者を一定程度絞り込み、第3次試験の個別面接における受験者1人当たりの時間を少しでも長くとれることとして、これまで以上に受験者の人物を見ることができたものと考えております。

また、本年度に実施しております採用試験では、さらに受験者一人一人の人物を見るために、第2次試験の集団面接の方法を変更し、これまで面接官4人と受験者、4名から8名が一堂に会して面接していたものを、4人の面接官がそれぞれ同じ試験区分の受験者全員と面接する方式といたしまして、より人物を見ることができたというふうには思っております。

また、平成25年度より民間企業等職務経験者対象の試験区分を設定いたしまして、コミュニケーション能力や専門知識など、社会人経験を生かすことができる人材を求めるようにしたことも工夫の一つかと思っております。

○副議長（佐藤清和）

13番 守光博正議員。

○13番（守光博正）

ご答弁でより人物を見ることがとありました。そのことが今後どのように生かされていくのか、楽しみではありますが、確かに工夫されたことはわかりますが、ではその工夫が必要となった理由はどうしてなのかお答えください。

○副議長（佐藤清和）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

できるだけ多くの受験者を確保すること。また、飯塚市役所にあった優秀な人材を採用するために、採用試験の方法については工夫をしているところでございます。多くの受験者がいるということは、それだけ多くの人物を見ることができますので、飯塚市役所にあった優秀な人材を採用できる可能性が高くなるというふうに考えております。土木職や建築職のような理系の技術職につきましては、即戦力の人材の採用と多くの受験者を確保するということを目的にしておまして、行政事務のように多数の職員採用を予定している職種につきましては、それぞれの試験区分で、本市にあった優秀な人材を採用し、多くの受験者を確保することを目的として幅広い試験区分を設けたところでございます。

○副議長（佐藤清和）

13番 守光博正議員。

○13番（守光博正）

先ほどのご答弁でありましたが、そのように採用試験を実施した後に合格者が辞退するということがあっているようですが、その対策はどうされておりますか。

○副議長（佐藤清和）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

採用試験実施後に、合格者、つまり採用予定者が辞退した場合の対策といたしましては、平成２８年度の採用試験より、補欠合格の制度を採用いたしまして、この辞退者への対策を行っているところでございます。

○副議長（佐藤清和）

１３番 守光博正議員。

○１３番（守光博正）

職員採用に関する現状については、これまでのご答弁をお聞きして多少は理解いたしました。

では次に、民間等企業職務経験者についてですが、最近よく市民の方から聞かれるのがどこまでの職種が範囲なのですかと。先ほどからのご答弁をお聞きしていますと幅広い試験区分等の一つが民間企業等職務経験者を対象とした試験区分だと思いましたが、その受験資格についてお答えください。

○副議長（佐藤清和）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

本年度の採用試験におけます民間企業等職務経験者の共通した受験資格といたしましては、週当たり３０時間程度の勤務を平成２９年８月３１日までに１年以上継続したものを通算して５年以上ある方というふうにしております。これに加えて、土木職におきましては、５年の職務経験の業務内容を土木設計、土木工事の現場施工管理に限定し、さらに土木施工管理技師、測量士または測量士補のいずれかの資格を有している方、また建築職におきましては、５年の職務経験の業務内容を建築設計、建築工事の現場施工管理に限定し、さらに、建築士、建築施工管理技士のいずれかの資格を有している方というふうにしております。また、行政事務のＵＩＪターン枠におきましては、平成２９年８月３１日時点で福岡県外に在住しているもので、採用後、飯塚市に定住される方といたしまして、県内在住者におきましては、２９年８月３１日時点で、福岡県内に在住している方というふうな資格を決めております。

○副議長（佐藤清和）

１３番 守光博正議員。

○１３番（守光博正）

平成２５年度に土木の民間企業等職務経験者、また平成２６年度には、土木と建築に民間企業等職務経験者区分を入れ、また平成２８年度からは別途、民間企業等職務経験者区分を入れられていますが、なぜ、民間企業等職務経験者を対象とした試験区分が取り入れられたのか、また飯塚市が民間企業等職務経験者に求めることはどのようなことなのかお答えください。

○副議長（佐藤清和）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

先ほどから申しますように、本市では、平成２５年度から土木職において初めて、民間企業等職務経験者を対象とした試験区分を設定いたしました。これは当時の土木技術職員は３０歳代の職員が少ない状況でございまして、その時期の業務量を考慮した中で、即戦力の人材を確保する手段として設定をいたしました。その翌年度に実施した建築職におきましても同様の事情によるものでございます。どちらとも本年度も、民間企業等職務経験者を対象として設定しておりますが、近年の実績を見ますと、受験者が集まりにくい職種であり、即戦力の人材を確保するとともに、それぞれの試験区分で受験者を見ることで、より多くの受験者の確保を目的としております。

その後、平成２８年度より行政事務職において、ＵＩＪターン枠を設定いたしました。社

会人経験を生かした即戦力の人材の確保、それから、多くの受験者の確保とあわせまして、県外にお住まいの方に飯塚市に来て、あるいは帰って来ていただいて、本市への定住促進につなげるといった目的で設定をいたしましたものでございます。また、本年度実施の行政事務職の県内在住者枠につきましては、多くの受験者の確保とあわせまして、昨年度実施したU I J ターンの試験区分の採用が良好な結果であったことから、さらに社会人経験を生かした即戦力の人材の確保を目的に実施しているところでございます。

○副議長（佐藤清和）

13番 守光博正議員。

○13番（守光博正）

民間企業等職務経験者には、少しでも多くの受験者の確保とともに社会人経験を生かした即戦力の人材を求めているということはわかりました。

それでは次に、土木職や建築職については専門職であることから、職務経験の内容は、土木職としての職務経験や建築職としての職務経験が求められている一方、行政事務職では、特段、職務経験の内容については制限がありません。以前お聞きしたときにはどんな職種でも大丈夫とのことでしたがそれはどうしてですか、お答えください。

○副議長（佐藤清和）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

土木職や建築職につきましては、専門職でございますので、その専門的な職務経験を求めているところでございます。一方、この行政事務職につきましては、民間企業等には同様な職務がなく、その職務経験を求めることは困難な状況でございますので、職務内容の限定をせずに、それまでの社会人経験により、一般的な常識や社会人としてのルールを備えている方を求めているものでございます。一般常識を備えている方は、そこに費やす時間を業務の習得に使うことができますので、即戦力となることを期待しているところでございます。

○副議長（佐藤清和）

13番 守光博正議員。

○13番（守光博正）

これまでの民間企業等職務経験者枠での採用人数をまず教えてください。またその成果をどのように分析しておられるのかを重ねてお尋ねいたします。

○副議長（佐藤清和）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

民間企業と職務経験者を対象といたしました試験区分での採用実績は、土木職が6名、建築職が1名、行政事務職が2名、合計9名でございます。採用からの期間が長いものでもまだ4年ではございますけれども、いずれの職員も職場からは良好である、あるいは助かっているというふうな話を聞いておるところでございます。受験者の確保の観点、また飯塚市役所にあった優秀な人材を多方面から求める意味でも、今後もこの民間企業等職務経験者の試験区分を定着させていきたいというふうに考えております。

○副議長（佐藤清和）

13番 守光博正議員。

○13番（守光博正）

これまで民間企業等職務経験者枠についてお聞きしてきましたが、土木や建築等はその業務内容からして特殊技術を要するので、募集枠の必要性は理解できますし、またU I J ターン枠、つまり県外からの採用により、定住促進につなげていくことは大事なことでと理解しております。しかし、それ以外の大きな範囲での民間企業等経験者、先ほどのご答弁で職務内容の限

定をせず、またそれまでの社会人経験により、一般的な常識や社会人としてのルールを備えている方を求めているものとありましたけども、その部分を聞くと一般職とあまり変わらないのではないかなと私自身はちょっと感じております。私はもっと具体的に、今後飯塚市の未来像を実現するための人材、これは一番、市長がおわかりだと思ってはいますけども、これは要望でありますけども、今後さまざまな取り組み、市の運営ですよね、やっていく部分で、この人材が本当に具体的に必要だから、ことしは、先ほども言われましたけど、即戦力が欲しいという、この枠ですので、一般の方をそれから何年も育てていっても時間はないと思うんですよね。だから、もうちょっと絞り込んだ、企業等職務経験者を今後されたらどうかなと思いますので、これは最後にもまた言わせていただきますけども、ここではちょっと要望しておきます。

では次に、職員採用試験に関する現状についてですが、試験区分の中に、行政事務身体障がい者枠がありますが、この試験区分の受験資格についてお答えください。

○副議長（佐藤清和）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

本年度の採用試験の内容で申し上げますと、昭和57年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた方、これは18歳から35歳になりますけども、この方で、身体障害者福祉法第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている方、介護なしで通勤、職務遂行が可能であり、活字印刷文の出題及び口頭による面接試験に対応できる方というふうにいたしております。

○副議長（佐藤清和）

13番 守光博正議員。

○13番（守光博正）

ちょっとここから確認ですけども、身体障害者手帳の交付を受けている方ということは、例えばですが、ダウン症の方で、知的障がい者や精神障がい者の方は、受験できないということでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

ダウン症の方の中でも、その程度はさまざまであるということは認識をいたしておりますが、身体障害者手帳の交付を受けていない方は、この行政事務の身体障がい者対象の試験区分での受験はできないこととなります。ただ、それ以外の試験区分におきましては、受験資格を年齢だけとしている試験区分もございますので、障がいの有無や障がいの種類に関係なく、受験していただくことは可能となっております。

○副議長（佐藤清和）

13番 守光博正議員。

○13番（守光博正）

それではダウン症の方、知的障がい、または精神障がいの方が、これまで、ここ飯塚市での受験の実績、採用の実績等がありますでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

ダウン症の方ということでの定義がちょっと難しゅうございますが、知的障がい者の方に交付される療育手帳、あるいは、精神障がい者の方に交付される精神障害者保健福祉手帳、これをお持ちの方の実績については把握ができておりませんけれども、実際採用実績についてはございません。

○副議長（佐藤清和）

13番 守光博正議員。

○13番（守光博正）

ちょっと答弁のやりとりの中で、確かに現在の社会の中の仕組みとしては、現実には難しいのではないかと思いますけども、行政は障がい者の雇用促進の模範であるべきだと思っております。その行政の職員採用において身体障がい者に限定していることは障がい者の雇用促進の模範であるべき行政の役割に、少なからずとも反しているのではないかと感じますが、市としてどのようにお考えでしょうか。

○副議長（佐藤清和）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

障がい者の雇用促進は行政の役割の一つであるということは認識をいたしているところでございます。身体障がい者以外の障がい者のこれまでの採用実績はございませんが、他市ではいろいろな取り組みがされていることも承知をいたしておりますので、今後も他市の事例を参考に、その職場の確保を含めた本市の障がい者雇用のあり方については研究をしてまいりたいというふうに思っております。

○副議長（佐藤清和）

13番 守光博正議員。

○13番（守光博正）

大変に難しい課題ではあると思いますが、研究していかれるということですので、よろしくお願いいたします。

次に他市の採用等に関する状況について、ちょっと一点だけお聞きしたいと思いますけれども、障がい者の採用に限らず、優秀な人材を確保するために、他市でもさまざまな採用試験の方法に取り組まれていると思います。例えば、お隣の嘉麻市であれば、人物重視を掲げて、第1次試験を本市で実施しているいわゆる公務員試験ではなく、民間企業で実施されているSPI試験とすることで、職員の採用試験のハードルを下げ、2次試験でグループディスカッション、第3次試験で1人40分間の個別面接、第4次試験で1人20分間の個別面接としていて、より人物と接する機会をふやしているようです。ちなみに面接重視の職員採用試験先進地と入れると嘉麻市がでてきておりますけども、本市では他市の採用試験の研究をされていると思っておりますけども、その中で画期的な取り組みがあれば紹介してください。

○副議長（佐藤清和）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

福岡県内の他市におきましては、本市と同様に第1次試験で知識や知力を図る試験を行い、第2次試験で、集団面接、集団討論やグループワーク、論文作文試験、第3次試験で個別面接といった手法が多いようでございます。質問議員が紹介されました嘉麻市のように、職員採用試験のハードルを下げる目的で、第1次試験または第1試験の試験区分の一部にSPIの先ほど言われました試験、民間企業でやっております知的能力検査や性格適性検査などのものでもございましょうけれども、こういったものを活用している市が4市ございます。その一部の市ではこのSPIを活用したことで応募者がふえたということは述べられております。また、第1次試験は集団面接のみ実施し、第2次試験をSPIとする市が1市ございます。この市は第1次試験の申し込み者に対する受験率が向上したと述べられております。どの団体もまずは応募者の確保、受験率の向上を目指した上で、人物重視の採用試験に取り組まれているというふうには聞き及んでおります。

○副議長（佐藤清和）

13番 守光博正議員。

○13番（守光博正）

わかりました。本市でも、採用試験の応募者の増加、また受験率を向上させ、飯塚市役所にあった、先ほども言われましたけれども、優秀な人材の採用のため、これからも他市等の事例を参考にしながら、より一層採用試験を進めていっていただきたいと思います。

次に、臨時職員の採用についてお聞きしようと思いましたが、いろいろと理解できたので今回はちょっと省きまして、続きまして、職員満足度調査実施についてをお聞きしていきたいと思います。民間では従業員満足度という言葉がありますが、市としては知っておられますか、御存じでしたらお答えください。

○副議長（佐藤清和）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

従業員満足度と申しますのは、職員の給料面だけではなく、福利厚生、あるいは職場環境、仕事に対するモチベーションといった総合的な面において、その企業に対する満足度を高めることで、企業の業績を向上させることができるというふうな考え方であるというふうに認識しております。

○副議長（佐藤清和）

13番 守光博正議員。

○13番（守光博正）

ご答弁のとおりで、近年、多くの企業が満足度を調査するために、従業員を対象とした従業員満足度を実施しております。それはなぜかという点、企業は顧客満足度を上げることが業績向上につながっていくと、長年考えておりました。しかし、それだけでは従業員のやりがいの喪失やモチベーションの低下が顕著に見られ、結果として、業務効率が停滞する傾向が見られるようになったからであります。これを改善するために従業員満足度が今、注目を少しずつありますけれど、集めつつあります。近年では民間企業に勤務する従業員の自社に対する満足度を高めることが結果として、当該企業の業績向上につながるという研究結果も出ております。また、さらに多くの研究結果から自社に対する従業員満足度が顧客満足に強い影響を与える事実が、明らかになってきております。民間企業の従業員満足度を自治体の世界に応用したのが職員満足度です。

では、他市で職員満足度調査を行っているところがあればご紹介いただきたいと思います。

○副議長（佐藤清和）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

大変申しわけございませんが、福岡県内の自治体での実施団体の把握までは至っておりません。

○副議長（佐藤清和）

13番 守光博正議員。

○13番（守光博正）

確かに福岡県内ではありませんけれども、他県では現在、埼玉県春日部市や吉川市、神奈川県横浜市、兵庫県川西市が満足度調査を行っております。特に埼玉県の春日部市では、人と組織を育てる市役所を目指して、職員力、組織力向上プログラムと題して、春日部未来研究所が平成27年3月に本プログラムを実施、研究されております。詳しい内容については膨大な資料がありますので本日は割愛させていただき、最後に若干紹介させていただきますけれども、要するに、職員一人一人が心に余裕がなく、仕事にも満足していない中であって、市民の満足度の向上は望めないとの考えから、平成25年度に職員満足度調査を行い、市民の満足度を上

げること、職員の業務の質を高め、市民満足度を向上させる質の高い行政サービスを提供、また充実させたいという思いのようであります。私も全く同感しておりますけれども、関東学院大学法学部の准教授、牧瀬 稔さんという方が言われているんですけども、自治体職員の満足度が低下すると自治体の使命である住民福祉の増進は実現されないと考える。また、自分たち、これは自治体職員の福祉が遡減していく中で、住民の福祉を増進しようというのはよほど高尚高潔な人柄でなければ難しいのではないのでしょうかとも言われております。また自治体の最終目的は住民の福祉増進です。この目的を達成するために、住民の満足の向上と職員の満足の向上は、上下ではなくて、並列関係にあると考えられていると言われております。そして、自治体職員と住民の双方がウィンウィンの関係を築くべきと、この方は言われておまして、職員の満足度を高めていくということは、今はやっていますスタッフプライドにもつながっていくということを言われております。そこで本市でもその考え方をぜひ、取り入れていただきたいと私は思っております。飯塚市ではこれまで職員に対し、満足度の調査を行ったことはありますでしょうか。お答えください。

○副議長（佐藤清和）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

本市におきましては、平成22年度に働きがいのある明るい組織、職場をつくっていくということを目的に、「組織（職場）風土調査」というのを実施いたしました。この内容は、職員一人一人の満足度というよりも、組織の活性化に主眼を置いた調査でございました。

○副議長（佐藤清和）

13番 守光博正議員。

○13番（守光博正）

今言われました「組織（職場）風土調査」を実施ということで、どのような結果であったのか、また結果をどのように活用されているのかお答えください。

○副議長（佐藤清和）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

この調査におきましては、組織活性化について5点の課題が挙げられました。1点目といたしまして、組織効率をさらに改善する必要がある。2点目として、人事評価制度についてですが、特に評価方法や評価基準の納得性を高める必要があるということ。3点目として、理念とビジョンについて、飯塚市役所としての行政理念や将来の姿、年度の方針について明確に示し、職員の共通認識を図っていくことが課題であるということ。4点目としまして、モチベーションを高める方策が必要であるということ。5点目といたしまして、人材育成ではチャレンジ意欲のある人材を育成する必要があるということでございました。

これらの課題を受けまして、翌年度に管理職を中心とした庁内における職員研修を実施し、組織を活性化させるマネジメント、また、部下の熟成度に応じたマネジメント、それから部下とビジョンの共有の重要性について再確認をいたしたところでございます。

○副議長（佐藤清和）

13番 守光博正議員。

○13番（守光博正）

今のご答弁からもその内容は職員の人事評価にもつながる内容ではないかと思えます。これは私がちょっと調べたんですけど、もうずいぶん前なんですけれども、岸和田市の元職員の小堀氏は、人事評価は人材育成のツールとの考えを提唱されておりますが、本市の人事評価制度について人材育成の視点から、どのように考えておられるか、お答えください。

○副議長（佐藤清和）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

今議員が申されました、まず岸和田市の小堀氏が提唱いたしておられます、人事考課制度、考える、課題と書いて考課と言われているようですが、これについて少し説明をさせていただきたいと思います。多くの自治体は、人事評価制度として仕事の成果を重視した評価システムの導入し、その結果を給与、賞与や処遇に反映をいたしておりますが、岸和田市におきましては、評価を処遇に連動させることは、逆に職員のモチベーションを下げることになるという考えから人事考課制度という言葉を使い人事評価を処遇ではなく、人材育成のツールというふうにされたということでございました。その概要は、1つ目として目標管理は、組織目標の共有とコミュニケーションのツールと位置づけ、その実績効果は部長職、管理職のみ行うこと。2点目として、職員がよい仕事をするために必要な他人を思いやる行動、能力の考課を部長職以下の全職員が行うこと。3点目として、マネジメントサポートの考課を管理監督職が行う職責にあわせた考課制度を構築いたしまして、年度末に育成、面談の形で、その考課結果を手渡し、単年度の考課結果だけでなく、過去3年間の結果を昇格、昇給の決定の参考資料にするという考え方の制度でございました。この人事考課の制度の効果といたしましては、上司と部下間での話し合いが積極的に行われることになり、育成面談時においては、仕事上の相談や人事異動の希望まで話し合える相互面談として機能しているということでもございました。

本市の人事評価制度につきましては、この手法は違いますが、この当時の岸和田市と同様、人材育成を主たる目的として、運用をしてまいりましたが、地方公務員法の改正によりまして、人事評価を任用、給与、分限、その他の人事管理の基礎とすることが規定され、平成29年度からは全職員に対し、評価結果を処遇、勤勉手当に反映をいたしております。ここが大きく岸和田市とは異なっているところだというふうに思っております。しかし、目標設定におきまして、上司、部下間での目標連鎖を持ち、組織目標を共有している点や目標設定面談を行うこと、また結果についてのフィードバック面談を行うことなど、上司と部下とがコミュニケーションを図りながら進める制度であるという点におきましては、この岸和田市と同様ではないかというふうに思っております。本市の人材育成基本計画でも位置づけておりましたとおり、本市の人材人事評価制度は、人材育成のツールとしても十分に機能しているものというふうに考えております。

○副議長（佐藤清和）

13番 守光博正議員。

○13番（守光博正）

先ほど提案というか、紹介いたしました人事評価のあり方ですね、本市でも一部同様な運用がされていることは理解いたしました。しかし、人事評価の結果を勤勉手当にすぐさま反映している現状では、心の余裕、職員の満足度は私としては上がらないのではないかと考えております。私は、人間はやっぱり心こそ大切だと実感しております。近年、幹部職の方で今まで経験したことのない部に配属され、また苦勞されている現状もありますし、感じます。これも職員の満足度にはつながらないと思いますし、ここから私のちょっと個人的な考え、意見でありますけれども、なぜなら退職間近でその職につくこともあり、職務の内容把握をするまでに時間等が足りないと思いますし、部下の人材育成や、チャレンジ精神に対しても力を発揮するのは難しいのではないかと私は考えております。民間企業と全て比べて参考にすることは私も難しいと思いますけれども、民間では30代から40代で若くして幹部職につかれる人も多いと感じます。若さの特権は失敗を恐れずに自身が新しいことにも挑戦できますし、部下の仕事への意欲向上にも後押しが可能だと考えております。ぜひ職員の満足度調査を行い、本市でそれを分析することで職員の満足度を上げ、市民サービスの向上につなげていただきたいと、これも要望しておきます。

次に、職員のモラルについてお聞きしたいと思います。市は、現在、このことについてどのようにお考えか、お聞かせください。

○副議長（佐藤清和）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

モラルとは倫理感や道德意識を言いますが、本市におきましては、職員が公務員としての倫理を保持するとともに、その公正な職務の執行を損なわせるような行為の防止を図ることにより、公務に対する市民の信頼を確保するための措置等を定めました飯塚市職員倫理条例が、平成28年12月より施行をされております。この条例の施行に伴い、職員に対しまして説明会を実施しまして、職員は職員自身の内面からの倫理観の寛容と、不正な働きかけによる外的要因の防止という両面について、組織的に対応する仕組みが整備されたことを認識し、法令遵守、倫理行動基準にのっとり、職務の遂行を求めているところでございます。また定期的に、また事あるごとに綱紀の粛正についてという市長名の通知文書により、公務員としての自覚ある言動等を促しているところでございます。

○副議長（佐藤清和）

13番 守光博正議員。

○13番（守光博正）

最近、新聞報道等で本市の職員が酒気帯び運転で検挙されたということですが、市として、その後、どのように対応したのかお答えください。

○副議長（佐藤清和）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

本市では、かねてより、先ほどの答弁でも申しました、綱紀の粛正について全職員に定期的な通知を行い、公務員としての自覚を呼びかけてまいりましたが、今回の酒気帯び運転での検挙は公務に対する信用を著しく傷つける行為であり、まことに申しわけない事案でございました。そのため検挙された日は土曜日でございましたので、翌週27日、月曜日の朝一番で、部長職、所属長を集め、所属職員を導き育てる立場にあり、その責任もある所属職員への徹底した指導を求める旨の訓示を行うとともに、全職員に対し、特に飲酒による被疑行為の撲滅、法令遵守、市民の信頼確保を求めた綱紀の厳正な保持についてという通知文書の配付を行い、公務員としてみずからの行動が市民の不信を招くような行為とならないよう注意喚起をいたしました。今後につきましても定期的に、綱紀の保持並びに服務規律の確保を徹底する旨の通知と職員研修を行い、綱紀粛正に努めてまいりたいと思っております。

○副議長（佐藤清和）

13番 守光博正議員。

○13番（守光博正）

もう大変、残念な出来事だったんですけども、皆さんも覚えていらっしゃると思うんですけども、今から11年前の2006年8月25日の夜、33歳の会社員男性、その妻の29歳女性、子ども3人、計5人が乗った乗用車が福岡市西部動物管理センターに勤務していた加害者、当時22歳ですけれども、運転する乗用車に海の中道大橋で追突され、また追突された被害者は、橋の欄干を突き破ってそのまま博多湾に転落したという事故がありました。この結果、子どもさん3人が亡くなるという痛ましい事故でありました。その加害者は助ける意思もなく逃走して、その先で捕まるのですけれども、その前には水を飲んで、飲酒を消そうとするような行動を起こしまして、翌26日の朝には逮捕されて、現在は起訴され、懲役20年が最高裁で確定したとありました。今回のこの飲酒に関しましては、加害者になることはありませんでしたけれども、もしかしたら、同じような事故につながっていたかもしれません。ことしの12

月8日ですか、宮崎市でも同じように飲酒運転で捕まったという事例がありましたけども、宮崎市は早速、12月11日から12月17日までは飲酒を控えるという、そういう通達もあっております。市長におかれましては今後このようなことが二度と起きないように徹底をさらにしていただきたいと思います。

次に、市民サービス向上のための職員育成について、お聞きしたいと思います。市民サービスの向上のために市はどのように職員を育成しようとしているのかお答えください。

○副議長（佐藤清和）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

職員の育成につきましては、本市人材育成基本計画により取り組んでまいりました。策定時の平成18年8月から地方自治体を取り巻く環境は大きく変化しており、平成29年3月に人材育成の方針や内容の見直しを行い、改定を行いました。昨今の環境の変化、職場環境を見ながら少数精鋭で組織を運営し、成果を上げていくために、みずから考え、自立的に行動し、多様化する市民ニーズや行政課題に柔軟に対応できる能力を持つ職員、これの育成が急務となっていることといたしており、これをセルフマネジメント型職員ということで、その育成をテーマとして掲げております。

また、平成27年度に実施しました職員の意識調査の結果、職員に求められる一番の能力として、コミュニケーション能力であるというこの結果を踏まえまして、その能力育成のための実施計画を組み込んでいるところでございます。さらに、市民サービスにおきましては、接遇マナーや思いやりといった基本的なものが大切でございますので、その部分をあわせて育成してまいりたいというふうに考えております。

○副議長（佐藤清和）

13番 守光博正議員。

○13番（守光博正）

今の答弁の中で思いやりという言葉も出てきましたけれども、例えば高齢者が幾つもの窓口を回らなければならない場合、特にうちの母とかもそうなんですけれども、一遍で口頭で幾つかを伝えると、そのうち次に行ったときに2カ所目、3カ所目のことはやっぱり忘れてしまうという、そういう傾向もあります。回る窓口を紙に控えてあげるなど、ちょっとした気配りのある対応を、現在していらっしゃる方もおられるかもわかりませんが、今後、そういったことも、心ある対応ができる職員の育成を、今後ともお願いしたいと思います。

次に、課題と成果及び今後の取り組みについてですけれども、ここまで職員採用、職員の人材育成を含めた資質向上について、私の考えと市の考えを確認してきました。改めてお尋ねします。職員採用の課題と成果について、市はどのように考えておるのかお答えください。

○副議長（佐藤清和）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

飯塚市役所にあった優秀な人材を確保するために、まずは受験者の確保が第一だというふうには考えております。これは、民間企業等職務経験者の試験区分を設定することで、一定の成果があったとも考えております。しかし、土木職や建築職といった理系の技術職の応募者が少ない状況のため、この確保に向けた取り組みもさらなる課題だというふうに認識をいたしております。また一定の知識や知力を備えている受験者の中から、人物を重視して採用できるように工夫をしているところでございますが、さらに人物と接する機会や時間を確保できるような工夫も必要であるというふうに考えております。

○副議長（佐藤清和）

13番 守光博正議員。

○13番（守光博正）

では次に、職員の意識改革への課題と成果についてどのように考えておられるのかお答えください。

○副議長（佐藤清和）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

先ほども少し申しましたが、昨今の環境の変化、職場環境を見の中で少数精鋭で組織を運営し、成果を上げていくために、職員はみずから考え、自立的に行動し、多様化する市民ニーズや行政課題に柔軟に対応できる能力を持つことが求められておりまして、職員にとっては厳しい職場環境になっているというふうに認識しています。質問議員が言われますとおり、職員の満足度を上げることは、職員の心の余裕を生み、ひいては市民サービスの向上につながるということも考えております。また、人事評価につきましては、人材育成のツールとして、特に職場内のコミュニケーションツールとして一定の成果があったものと考えておりますが、さらにその機能の充実を図り、職場環境の改善につなげることができればというふうに考えております。

○副議長（佐藤清和）

13番 守光博正議員。

○13番（守光博正）

今後、市は職員採用と職員の意識改革に向け、どのように取り組んでいかれるのかお答えください。

○副議長（佐藤清和）

総務部長。

○総務部長（安永明人）

今後、職員採用につきましては、本市にあった優秀な人材確保のため、他市の事例を参考としながら、またさらに人物を見る機会をふやす採用試験の手法や試験区分の設定を引き続き研究したいと考えております。また、職員の意識改革につきましても、質問議員が提案されております、職員満足度調査を含めた職員の状況の把握について、その手法を検討し、職員満足度を上げ、かつ資質向上に向けて、職場環境改善や研修の内容について研究を進め、心ある市民サービスができる職員の育成に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

○副議長（佐藤清和）

13番 守光博正議員。

○13番（守光博正）

今回の質問でポイントは2つ、私が言いたかったのは、一つは民間企業等職務経験者枠のさらなる充実、先ほども述べましたが、ターゲットを絞るということを、ぜひやっていただきたい。またもう一つは、職員満足度調査の実施、この2つはぜひ実現していただきたいと思います。

最後に先ほど言いました春日部市のプロジェクトの一部内容をご紹介しますと終わりたいと思いますが、高度化、多様化するニーズに対応するために市役所の仕事が細分化、複雑化され個人の実感として縦割り意識が一段と進んだ感がある。また、業務が忙しくなったことやIT化が進んだことなどで職員同士のコミュニケーションの機会が激減し、組織の一体感は弱まっている。職員満足度調査の結果は、まさにこれを示すものであり、吐き出された職員の切実な声は重く受けとめなければならないと感じた。そこで、基本に立ち返って制度よりも人に焦点を当て、ばらばらになってしまった意識をいま一度1つにし、高めていくための方策について今後検討するということを言われています。

もう一つ、春日部市は大だこを上げる祭りがあるのですけれども、そこで一体感を感じるの

にふさわしい素材が身近なところにあったということで、春日部市の誇る大だこ上げ、これは毎年5月に行われておりますけども、目標を掲げ全員参加で力を合わせて、大空に導く。組織目標とは、市民満足度の高い市政運営を行うことで、市民福祉の向上を図っていくということ。この旗印のもと、職員が力を合わせてこそ問題に立ち向かっていくことができる。そのためには、丈夫なたこづくりが欠かせない。職員が持つ能力を張り合わせ、職員の思いの糸を束ねていく作業はまさに人財、これは人と財産という字をあわせて、人財にしていく工程である。組織の新陳代謝が進む中で、たこづくりの奥義、つまり、春日部市職員としてあるべき姿を語れる場と語れる人が今後ますます必要となるということでまとめられております。

また飯塚市が今後さらに発展していけますよう、先ほど言いました2つの点を、ぜひ実現していただきたいと最後に重ねて申し上げ、私の質問を終わります。ありがとうございました。
○副議長（佐藤清和）

本日は議事の都合により、一般質問をこれにて打ち切り、明12月14日に一般質問をいたしたいと思いますので、ご了承願います。

以上をもちまして、本日の議事日程を終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後 2時56分 散会

◎ 出席及び欠席議員

(出席議員 26名)

1 番	藤 浦 誠 一	1 5 番	梶 原 健 一
2 番	佐 藤 清 和	1 6 番	吉 田 健 一
3 番	瀬 戸 光	1 7 番	福 永 隆 一
4 番	兼 本 芳 雄	1 8 番	城 丸 秀 高
5 番	光 根 正 宣	1 9 番	松 延 隆 俊
6 番	奥 山 亮 一	2 0 番	上 野 伸 五
7 番	川 上 直 喜	2 1 番	田 中 博 文
9 番	明 石 哲 也	2 2 番	鯉 川 信 二
1 0 番	秀 村 長 利	2 4 番	森 山 元 昭
1 1 番	永 末 雄 大	2 5 番	勝 田 靖
1 2 番	田 中 裕 二	2 6 番	道 祖 満
1 3 番	守 光 博 正	2 7 番	坂 平 末 雄
1 4 番	江 口 徹	2 8 番	平 山 悟

(欠席議員 1名)

2 3 番 古 本 俊 克

◎ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 田 代 文 男

議会事務局次長 許 斐 博 史

議事総務係長 岩 熊 一 昌

書 記 山 本 恭 平

議事調査係長 太 田 智 広

書 記 宮 嶋 友 之

書 記 伊 藤 拓 也

◎ 説明のため出席した者

市 長 片 峯 誠

都市建設部次長 今 井 一

副 市 長 梶 原 善 充

教 育 長 西 大 輔

企 業 管 理 者 石 田 慎 二

総 務 部 長 安 永 明 人

行政経営部長 倉 智 敦

都市施設整備推進室長 高 木 宏 之

市民協働部長 森 口 幹 男

市民環境部長 中 村 雅 彦

経 済 部 長 諸 藤 幸 充

福 祉 部 長 古 川 恵 二

都市建設部長 鬼 丸 力 雄

教 育 部 長 久 原 美 保

企 業 局 長 中 村 武 敏

公営競技事業所長 山 本 康 平

待機児童対策担当次長 山 本 雅 之